

### 39) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（「景観計画」）

長野県では、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 41 号）第 8 条第 1 項に基づき、「長野県景観育成計画」（公表：平成 17 年 12 月 22 日、発効：平成 18 年 4 月 1 日）を策定し、景観行政団体である市町村の区域を除く県全体を景観計画区域としています。関係市町では、諏訪市が平成 21 年 10 月に、茅野市が平成 22 年 3 月に、下諏訪町が平成 24 年 8 月に、景観行政団体として景観計画を策定し、それぞれ市町全域を景観計画区域としています。なお、岡谷市については、景観行政団体への移行を目指し、その礎とする為の「岡谷市景観形成基本計画」を平成 21 年 4 月に策定しています。

長野県、諏訪市、茅野市、下諏訪町が策定した、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 41 号）に基づく景観計画の概要については、以下に示すとおりです。

#### (1) 長野県景観育成計画

長野県では、「長野県景観育成計画」（公表：平成 17 年 12 月 22 日、発効：平成 18 年 4 月 1 日 長野県）において、景観計画区域を景観行政団体である市町村の区域を除く県全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示しています。景観計画区域は、土地利用の状況と自然条件により都市地域、沿道地域、田園地域及び山地・高原地域の 4 つの類型に区分し、それぞれ良好な景観を育成するための行為の制限の基準（景観育成基準）を定めています。更に、景観育成重点地域（特に重点的に景観の育成を図る地域）と景観育成特定地区（地区の特性を生かした景観の育成を積極的に図る地域）を指定しています。令和元年 5 月現在、景観育成重点地域は 4 地域、景観育成特定地区は指定がない状況です。

調査区域では、景観計画区域として岡谷市全域が指定されています。なお、景観育成重点地域はありません。景観計画区域の届出対象行為は表 4.2.7.34(1)に、主な種類の景観育成基準は表 4.2.7.35 に示すとおりです。

#### (2) 諏訪市景観計画

諏訪市では、「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）において、景観計画区域を市全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示しています。景観計画区域では、本市の景観の基盤や骨格となる要素として、面的な 6 つの「景観地域」、線的な 4 つの「景観軸」、点的な 4 つの「景観拠点」を設定して、構造別の基本方針、景観づくり基準を定めています。また、本市の特性が明確に現れ、良好な景観を形成する上で重要な景観資源のある地区であり、先導的に景観づくりを進めることで、他の地区への波及効果も見込める可能性や緊急性を備えた具体的な場所等から重点的に整備を図る地区を、景観重点整備地区として選定しています。調査区域では、景観重点整備地区として「上諏訪駅周辺地区」、「諏訪湖畔地区」、「諏訪大社上社周辺地区」が選定されており、地区別に基本方針、景観づくり基準を定めています。

景観計画区域の届出対象行為は表 4.2.7.34(2)に、景観計画区域（山林・高原、田園・農地、市街地・集落）ごとの景観形成基準及び景観重点区域（上諏訪駅周辺地区、諏訪湖畔地区、諏訪大社上社周辺地区）ごとの景観形成基準は表 4.2.7.36 に、調査区域における景観重点整備地区の位置は図 4.2.7.10 に示すとおりです。

### (3) 茅野市景観計画

茅野市では、平成 13 年に策定した「茅野市景観形成基本計画」（平成 13 年 3 月 茅野市）に基づき景観づくりが進められ、平成 22 年に、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 41 号）に基づく「茅野市景観計画」（平成 22 年 3 月、最終改訂：平成 31 年 4 月 茅野市）が策定されています。

本計画において、景観計画区域を市全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示しています。景観計画区域では、地域の景観特性に応じた「市街地」「農村集落」「森林山地」に区分し、さらに「市街地」については「商業系地域」「工業系地域」「住居系地域」に区分しており、地域区別に基本方針、景観づくり基準を定めています。また、良好な景観づくりのための取り組みとして、景観づくり重点地区の指定等を行っていくこととしています。調査区域では、景観づくり重点地区の指定はありませんが、「茅野市景観形成基本計画」において景観形成重点地区として指定される区域景観、沿道景観があります。

景観計画区域の届出対象行為は表 4.2.7.34(3)に、景観計画区域（市街地、農村集落・森林山地）ごとの景観づくり基準は表 4.2.7.37 に、調査区域における景観形成重点地区の位置は図 4.2.7.10 に示すとおりです。

### (4) 下諏訪町景観計画

下諏訪町では、「下諏訪町景観計画」（平成 24 年 8 月 下諏訪町）において、景観計画区域を町全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示しています。景観計画区域では、一般地区を「里地住宅地区」「街なか住宅地区」「新規住宅地区」「春宮及び沿道地区」「甲州道中地区」「街なか商業地区」「沿道商業業務地区」「主要工業地区」「山地・里山地区」に区分しており、地域区別に景観形成方針、景観形成指針・景観形成基準を定めています。また、調査区域では、景観形成重点地区として「下諏訪宿景観形成重点地区」が選定されており、より景観に配慮した景観形成方針、景観形成指針・景観形成基準を定めています。なお、町民共有の財産としての市街地及び周辺地区からの諏訪湖への眺望の保全のために、眺望景観保全地区として「諏訪湖岸眺望景観保全地区」「県道岡谷下諏訪線沿道眺望景観保全地区」「市街地眺望景観保全地区」を定め、建築物の高さの基準を定めています。

景観計画区域の届出対象行為は表 4.2.7.34(4)に、一般地区と景観形成重点地区の景観形成基準及び眺望景観保全地区における建築物の高さの基準は表 4.2.7.38 に、調査区域における景観形成重点地区及び眺望景観保全地区の位置は図 4.2.7.10 に示すとおりです。

表 4.2.7.34(1) 届出を要する行為の種類及び規模（長野県）

届出対象行為	届出対象規模	
	一般地域	景観育成重点地域
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ 13m を超えるもの 又は建築面積 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	高さ 13m を超えるもの 又は床面積 20m <sup>2</sup> を超えるもの
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更に係る面積が 400m <sup>2</sup> を超えるもの	変更に係る面積が 25m <sup>2</sup> を超えるもの
(3) プラント類、自動車車庫（建築物とまらない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類（注 1）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）	高さ 13m を超えるもの 又は築造面積 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	高さ 13m を超えるもの 又は築造面積 20m <sup>2</sup> を超えるもの
(4) 電気供給施設等（注 2）の建設等	高さ 20m を超えるもの	高さ 8m を超えるもの
(5) 太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの。）の建設等（注 3）	太陽電池モジュールの築造面積の合計 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	太陽電池モジュールの築造面積の合計 20m <sup>2</sup> を超えるもの
(6) (3) 及び (4) 以外の工作物の建設等	高さ 13m を超えるもの	高さ 5m を超えるもの
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採	面積 3,000m <sup>2</sup> を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 3m かつ長さ 30m を超えるもの	面積 300m <sup>2</sup> を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの
(8) 土地の形質の変更（注 4） （土石の採取又は鉱物の掘採を除く）	面積 3,000m <sup>2</sup> を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 3m かつ長さ 30m を超えるもの	面積 300m <sup>2</sup> を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの
(9) 屋外における物件の堆積	堆積の高さ 3m 又は面積 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	堆積の高さ 3m 又は面積 100m <sup>2</sup> を超えるもの
(10) (1) から (6) までの建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠（注 5）	面積 25m <sup>2</sup> を超えるもの	面積 3m <sup>2</sup> を超えるもの

注 1：プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの 貯蔵施設類 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 処理施設類 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

注 2：電気供給施設等電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 16 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

注 3：建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に該当します。

注 4：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び景観法施行令第 4 条第 1 項に規定する土地の形質の変更

注 5：公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く）

出典：「長野県景観育成計画」（公表：平成 17 年 12 月 22 日、発効：平成 18 年 4 月 1 日 長野県）

表 4.2.7.34(2) 届出を要する行為の種類及び規模（諏訪市）

届出対象行為		届出対象規模	
		一般地区	景観重点整備地区
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転		当該行為に係る部分の高さが 13m を超えるもの、又は当該行為に係る部分の床面積の合計若しくは建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	建築確認申請を要するもの
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		当該変更に係る部分の面積の合計が 400 m <sup>2</sup> を超えるもの	変更に係る面積が 400 m <sup>2</sup> を超えるもの、又は屋根・壁面の各 2 分の 1 を超えるもの
(3) 工作物（プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」）		当該行為に係る高さ 13m を超えるもの、又は築造面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	建築確認申請を要するもの
(4) 電気供給施設等の建設等		当該行為に係る高さ 20m を超えるもの	高さ 8m を超えるもの
(5) (3) (4) 以外の工作物の建設等	ア擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	当該行為に係る部分の高さが 3m を超え、かつ長さが 30m を超えるもの	当該行為に係る部分の高さが 1.5m を超えるもの
	イ屋外広告物その他これらに類するものの建設等	当該行為に係る部分の高さが 4m を超えるもの、又は、当該行為の表示面積が 25 m <sup>2</sup> （当該行為に係る部分の位置の高さが 13m を超えている場合は 15 m <sup>2</sup> ）を超えるもの、又は、当該行為に係る部分の位置の高さが 13m を超えるもの	当該行為に係る部分の高さが 3m を超えるもの、又は、当該行為の表示面積が 10 m <sup>2</sup> （当該行為に係る部分の位置の高さが 8m を超えている場合は 5 m <sup>2</sup> ）を超えるもの、又は、当該行為に係る部分の位置の高さが 8m を超えるもの
	ウ ア及びイに掲げる工作物以外の工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが 13m を超えるもの	建築確認申請を要するもの
(6) 開発行為		当該行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの、又は生じる法面・擁壁の高さが 3m かつ長さが 30m を超えるもの	当該行為に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの、又は生ずる法面・擁壁の高さが 1.5m かつ長さが 30m を超えるもの
(7) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		当該行為に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの、又は生じる法面の高さが 3m かつ長さが 30m を超えるもの	当該行為に係る土地の面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの、又は生ずる法面の高さが 1.5m かつ長さが 30m を超えるもの
(8) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		当該行為に係る部分の高さが 3m を超えるもの、又は、その用に供される土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	当該行為に係る部分の高さが 1.5m を超えるもの、又はその用に供される土地の面積が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.34(3) 届出を要する行為の種類及び規模（茅野市）

届出対象行為		届出対象規模		
		市街地	農村集落・森林山地	
建築物の建築等 (法第 16 条第 1 項第 1 号)	建築物の新築、増築、改築若しくは移転	・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条に規定する建築確認申請を要する建築物		
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による面積が 25m <sup>2</sup> を超えるもの		
工作物の建設等 (法第 16 条第 1 項第 2 号)	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突 鉄柱・木柱等 遊技施設類 高架水槽類	・高さが 13m を超えるもの	・高さが 5m を超えるもの
		電気供給等施設	・高さが 20m を超えるもの	・高さが 8m を超えるもの
		広告塔・広告板類	・高さが 13m 又は表示面積が 25m <sup>2</sup> を超えるもの	・高さが 5m 又は表示面積が 3m <sup>2</sup> を超えるもの
		プラント類 自動車車庫 飼料等貯蔵施設 石油等貯蔵施設 処理施設類	・高さが 13m 又は築造面積が 500m <sup>2</sup> を超えるもの	・当該行為に係わる部分の築造面積が 20m <sup>2</sup> を超えるもの
開発行為 (法第 16 条第 1 項第 3 号)	・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及びその他政令で定める行為（土地の形質変更）	・面積が 3,000m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さが 3.0m かつ長さが 30m を超えるもの	・面積が 300m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5m を超えるもの	
条例で定める行為 (法第 16 条第 1 項第 4 号)	・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	・面積が 3,000m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さが 3.0m かつ長さが 30m を超えるもの	・面積が 300m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5m を超えるもの	
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・高さが 3m 又は集積・貯蔵面積が 1000m <sup>2</sup> を超えるもの	・高さが 3m 又は集積・貯蔵面積が 100m <sup>2</sup> を超えるもの	
	・建築物又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠（特定外観意匠）	・表示面積が 25m <sup>2</sup> を超えるもの	・表示面積が 3m <sup>2</sup> を超えるもの	

出典：「茅野市景観計画」（平成 22 年 3 月、最終改訂：平成 31 年 4 月 茅野市）

表 4.2.7.34(4) 届出を要する行為の種類及び規模（下諏訪町）

届出対象行為		届出対象規模			
		一般地区	景観形成重点地区	特定大規模行為	
建築物の建築等（法第16条第1項第1号）	建築物の新築、増築、改築、移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの</li> <li>当該行為に係る部分の建築面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認申請を要するもの</li> </ul>	建築物・工作物の新築・増築で、高さが20mを超えるものは、届出と同時に、建築物等の概要の公開が必要。  場合により、近隣住民関係者への説明会を開催。	
	建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更に係る部分の面積が400㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更に係る部分の面積が25㎡を超えるもの</li> </ul>		
工作物の建設等（法第16条第1項第2号）	工作物の新設、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩変更	プラント類 <sup>(注3)</sup> 自動車車庫 <sup>(注4)</sup> 貯蔵施設類 <sup>(注5)</sup> 処理施設類 <sup>(注5)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの</li> <li>当該行為に係る部分の築造面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの</li> <li>当該行為に係る部分の築造面積が20㎡を超えるもの</li> </ul>
		電気供給施設等 <sup>(注6)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが20mを超えるもの</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが8mを超えるもの</li> </ul>
		太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の築造面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の築造面積が20㎡を超えるもの</li> </ul>
		上記以外の工作物（煙突、柱類、広告塔、高架水槽ほか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの</li> </ul>
建築物・工作物の外観における公衆の関心を惹くための形態または色彩、その他の意匠（法第16条第1項第1号及び第2号）		<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積が25㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積が3㎡を超えるもの</li> </ul>		
開発行為（法第16条第1項第3号）	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及びその他政令で定める行為（土地の形質変更）	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が1,000㎡を超えるもの</li> <li>生じる法面・擁壁の高さが3m、かつ長さが30mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が300㎡を超えるもの</li> <li>生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの</li> </ul>		
条例で定める行為（法第16条第1項第4号）	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が3,000㎡を超えるもの</li> <li>生じる法面・擁壁の高さが3m、かつ長さが30mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が300㎡を超えるもの</li> <li>生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの</li> </ul>		
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆積の高さ3mまたは面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆積の高さ1.5mまたは面積が100㎡を超えるもの</li> </ul>		

注1：法第16条第5項に基づき、国・地方公共団体が行う行為は除外

注2：法第16条第7項第7号に基づき、国定公園（本町では八ヶ岳中信高原国定公園が該当）で許可を受けて行う行為は除外

注3：プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラント、その他これらに類するもの

注4：貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

注5：処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場、その他処理施設

注6：電気供給施設等：電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

出典：「下諏訪町景観計画」（平成24年8月 下諏訪町）

表 4.2.7.35 景観育成基準（概要）（長野県）

地域区分		都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域	
建築物・工作物	配置	道路後退	できるだけ後退 (5m以上後退に努める)	できるだけ後退	できるだけ後退 (10m以上後退に努める)	
		隣地後退	隣地と協力してまとまった空間	できるだけ離し、ゆとりある空間		
		その他	敷地内の樹林や水辺等がある場合、これを生かせる配置 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しない配置			
	規模	まち並みとしての連続性に配慮	高層の場合には、空地確保	規模・高さは、極力抑える	原則として、周辺の樹木の高さ以内	
	形態・意匠	周辺の建築物等との調和	背景のスカイライン及び建築物との調和	背景のスカイライン及び田園の広がりとの調和	周辺の山並みとの調和	
	色彩等	周辺の建築物等との調和した色彩	周囲の景観及び建築物等との調和した色彩	周辺の田園及び集落の景観との調和した色彩	周辺の自然景観との調和した色彩	
土地	形状、修景、緑化等	周辺の景観との調和				

出典：「長野県景観育成計画」（公表：平成17年12月22日、発効：平成18年4月1日 長野県）

表 4.2.7.36(1) 景観形成基準（諏訪市）：山林・高原の景観地域（1/2）

行為の制限事項	景観づくり基準	
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配置	・道路側に既存林を残せるように10m以上後退するよう努めること。
		・隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
		・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。
		・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。
	②規模	・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。
		・高さは斜面緑地と山の稜線の連続性、見上げ景観に配慮し、原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。又、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。
	③形態・意匠	・周辺の自然環境との調和に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
		・周辺の山並みと調和する形態とすること。
		・屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並みとの調和に努めること。
		・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。
		・大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。
		・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
		・河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
		・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。
		・屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。
	④材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
		・反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。
		・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。
	⑤色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画P.43-共通事項の色彩基準を参照。）
		・使用する色数を少なくするよう努めること。
	⑥敷地の緑化	・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。
		・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。
		・駐車場、自転車置場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
		・使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。
・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。		
⑦屋外広告物 その他これらに類するもの	配置	・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。
	規模、 形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
	材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。
		・反射光のある素材を極力使用しないよう努めること。
	色彩等	・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
	・使用する色数を少なくするよう努めること。	
	・光源で動きのあるものは、原則として避けること。	

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36(2) 景観形成基準（諏訪市）：山林・高原の景観地域（2/2）

行為の制限事項	景観づくり基準
(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。） （変更後の土地の形状、修景、緑化等）	・大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
	・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
	・地形の変更には周辺環境への影響を少なくするよう努めること。
	・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 ・保水機能、動植物の生息地として重要な斜面緑地、稜線等の基本地形を保全し、活用するよう努めること。
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
	・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
	・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (3) 景観形成基準（諏訪市）：田園・農地の景観地域（1/2）

行為の制限事項		景観づくり基準		
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配置	・道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。		
		・隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。		
		・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。		
		・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。		
		・地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。		
	②規模	・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。		
		・高さは斜面緑地と山の稜線の連続性、見上げ景観に配慮し、原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。又、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。		
	③形態・意匠	・周辺の自然環境との調和に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。		
		・背景の山並み及び田園の広がりには調和する形態とすること。		
		・屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並みとの調和に努めること。		
		・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。		
		・大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。		
		・周辺の基調となる建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し周辺との調和を図ること。		
		・河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。		
		・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。		
	④材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。		
		・反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。		
		・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。		
	⑤色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画 P43 - 共通事項の色彩基準を参照。）		
		・使用する色数を少なくするよう努めること。		
	⑥敷地の緑化	・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。		
		・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。		
		・駐車場、自転車置き場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。		
		・使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。		
		・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。		
	⑦屋外広告物 その他これらに類するもの	配置	・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。	
		規模、 形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。	
材料		・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。		
		・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。		
色彩等		・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。		
	・使用する色数を少なくするよう努めること。			
		・光源で動きのあるものは、原則として避けること。		

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (4) 景観形成基準 (諏訪市): 田園・農地の景観地域 (2/2)

行為の制限事項	景観づくり基準
(2) 土地の形状の変更 (法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの (土石の採取及び鉱物の掘採を除く) をいう。以下同じ。) (変更後の土地の形状、修景、緑化等)	・大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
	・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
	・敷地内にある良好な樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採 (採取等の方法、採取等後の緑化等)	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
	・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵 (集積、貯蔵の方法及び遮へい方法)	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
	・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

出典:「諏訪市景観計画」(平成21年10月 諏訪市)

表 4.2.7.36 (5) 景観形成基準（諏訪市）：市街地・集落の景観地域（1/2）

行為の制限事項	景観づくり基準	
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に支障のある場合を除いて、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</li> <li>・隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</li> <li>・駐車場、自転車置場、物置等は道路に面して直接配置しないように努めること。</li> <li>・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。</li> <li>・地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</li> </ul>
	②規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。</li> <li>・高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。</li> </ul>
	③形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</li> <li>・周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</li> <li>・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。</li> <li>・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。</li> <li>・大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>・河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</li> <li>・屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>
	④材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</li> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> </ul>
	⑤色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画 P.43 - 共通事項の色彩基準を参照。）</li> <li>・周辺地域との調和に配慮し、多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> </ul>
	⑥敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。</li> <li>・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。</li> <li>・使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> <li>・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</li> </ul>

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (6) 景観形成基準（諏訪市）：市街地・集落の景観地域（2/2）

行為の制限事項		景観づくり基準	
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	⑦屋外公告物その他これらに類するもの	配置	・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
		規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
		材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする事。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
		色彩等	・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。
	⑧その他の制限		・ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。 ・空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。（河川景観軸の美化、居住空間・温泉旅館街の雰囲気向上に努める） ・駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
	(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉋物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）		・大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある良好な樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
	(3) 土石の採取及び鉋物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）		・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
	(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）		・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる事。 ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (7) 景観形成基準 (諏訪市): 景観重点整備地区\_上諏訪駅周辺地区 (1/2)

行為の制限事項	景観づくり基準		
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配置	・通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	
		・駐車場、自転車置場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくい配置に努めること。	
		・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。	
		・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。	
	②規模	・高島城など、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。	
		・高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。	
		A・B地区	・30m以下に努めること。
		C地区	・15m以下(高度地区内)
	D・E地区	・15m以下に努めること。	
	③形態・意匠	・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	
		・周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。	
		・背景の山並み及び田園の広がりには調和する形態とすること。	
		・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。	
		・屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。	
		・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。	
		・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。	
		・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	
		・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	
		・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。	
	・屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。		
	④材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。	
		・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	
		・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	
	⑤色彩等	・街道、城下町及び地域の伝統的なまちなみ、それぞれにふさわしい色を基調とし、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。(諏訪市景観計画P43-共通事項の色彩基準を参照。)	
		・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	
		・使用する色数を少なくするよう努めること。	
	⑥敷地の緑化	・敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。	
		・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。	
・使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。			
・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。			

出典:「諏訪市景観計画」(平成21年10月 諏訪市)

表 4.2.7.36 (8) 景観形成基準 (諏訪市): 景観重点整備地区\_上諏訪駅周辺地区 (2/2)

行為の制限事項		景観づくり基準		
(1) 建築物及び 工作物の新築、 増築、 改築、 移転又は 外観変更	⑦その他の制限	・ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。		
		・空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。		
		・駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。		
	⑧屋外公告物 その他これら に類するもの	配置	・まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。	
		規模、 形態・意匠	・屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。	
			・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。	
		材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	
			・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	
		色彩等	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。	
			・使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	
・照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。				
(2) 土地の形質の変更 (法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの (土石の採取及び鉱物の掘採を除く) をいう。以下同じ。) (変更後の土地の形状、修景、緑化等)	・大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。			
	・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。			
	・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。			
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採 (採取等の方法、採取等後の緑化等)	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。			
	・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。			
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵 (集積、貯蔵の方法及び遮へい方法)	・物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。			
	・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。			

出典: 「諏訪市景観計画」 (平成 21 年 10 月 諏訪市)

表 4.2.7.36 (9) 景観形成基準 (諏訪市): 景観重点整備地区\_諏訪湖畔地区 (1/2)

行為の制限事項	景観づくり基準		
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配置	・通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	
		・A・B地区においては、道路や隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	
		・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。	
		・地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。	
	②規模	・高台からの湖周線、湖畔からの山並みを阻害しないため、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。	
		・高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。	
		A地区	・15m以下に努めること。(一部高度地区あり)
		B地区	・15m以下(高度地区内)
		C地区	・45m以下に努めること。
	D地区	・20m以下に努めること。	
	③形態・意匠	・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	
		・周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。	
		・背景の山並み及び田園の広がりには調和する形態とすること。	
		・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。	
		・屋根・屋上は高台からの魅力的な眺望に配慮したこう配屋根とし、周辺の建築物との調和に努めること。	
		・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。	
		・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。	
		・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	
		・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	
		・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。	
	④材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。	
		・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	
		・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮し、壁面の大部分に使用することは避けること。	
	⑤色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。(諏訪市景観計画P.43-共通事項の色彩基準を参照。)	
		・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	
		・使用する色数を少なくするよう努めること。	
	⑥敷地の緑化	・敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。	
・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。			
・使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。			
・C・D地区における沿道側敷地は、駐車場敷地の緑化に努めること。また、1,000m <sup>2</sup> を超える敷地に於いては3%を緑地とし、沿道の緑化・修景に努めること。			
・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。			

出典:「諏訪市景観計画」(平成21年10月 諏訪市)

表 4.2.7.36 (10) 景観形成基準（諏訪市）：景観重点整備地区\_諏訪湖畔地区（2/2）

行為の制限事項	景観づくり基準	
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	⑦その他の制限	・ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。
		・空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。
		・駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。
	⑧屋外公告物その他これらに類するもの	配置
規模、形態・意匠		・屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。
		・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料		・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。
・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。		
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。	
	・使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	
	・照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。	
(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）	・大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。	
	・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	
	・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。	
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。	
	・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。	
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）	・物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。	
	・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。	

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (11) 景観形成基準（諏訪市）：景観重点整備地区\_諏訪大社上社周辺地区（1/2）

行為の制限事項	景観づくり基準
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配置
	・通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。
	・道路や隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
	・駐車場、自転車置場、物置等は道路に面して直接配置しないように努めること。
	・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。
	・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。
	②規模
	・建築物の階数は地階を除き3階以下とする。また、建築物の高さは地盤面から10m以下とし、まち並みや山並みなどへの眺望を確保すること。
	③形態・意匠
	・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
	・周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。
	・背景の山並み及び田園の広がりには調和する形態とすること。
	・屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。
	・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。
	・伝統建築様式（建てぐるみなど）を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。
	・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。
	・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
	・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。
	・屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。
	④材料
	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	
・反射光のある素材は避けること。	
⑤色彩等	
・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画P.43-共通事項の色彩基準を参照。）	
・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	
・使用する色数を少なくするよう努めること。	
⑥敷地の緑化	
・敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。	
・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	
・豊かな自然を生かした緑化に努めること。	
・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (12) 景観形成基準（諏訪市）：景観重点整備地区\_諏訪大社上社周辺地区（2/2）

行為の制限事項		景観づくり基準		
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	⑦その他の制限	・ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。		
		・空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。		
		・駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。		
	⑧屋外公告物その他これらに類するもの	配置	・まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。	
		規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。	
			・自己用屋外公告物は、表示面積 10m <sup>2</sup> 以内とし、一辺の長さが 4m 以下とすること。	
			・自己用以外の屋外公告物のうち次のいずれかに該当するものは独立して設置又は建物に架設しないこと。	
			・刺激的な色彩・装飾を用いることにより、美観風致を損なうもの。	
		沿道地域（※）	・高さ 3m を超えるもの ・一辺の長さが 1.2m を超えるもの ・表示面積が 1m <sup>2</sup> を超えるもの	
		一般地域	・自己用屋外公告物より大きなもの ・屋外公告物は設置しないように努める	
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。			
色彩等	・反射光のある素材は、極力使用しないように努めること。			
	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。			
	・使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。			
(2) 土地の形質の変更（法第 16 条第 1 項第 3 号及び政令第 4 条第 1 項第 1 号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）	・大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。			
	・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。			
	・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。			
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。			
	・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。			
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）	・物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。			
	・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。			

※：沿道地域：県道岡谷茅野線・神宮寺諏訪線両側路肩より、外側 30m 幅

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.37(1) 景観づくり基準（茅野市）：市街地（1/2）

行為区分	大区分	小区分	市街地 商業系地域	市街地 工業系地域	市街地 住居系地域																															
建築物及び工作物の新築、増築、改築又は外観変更	形態・意匠	道路からの位置	・周辺と壁面線をあわせつつ、できるだけ道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するように努める。	・道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努める。																																
		隣地からの位置	・隣接地と相互に協力して、まとまった空地を生み出すように努める。	・隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保する。																																
		敷地内の配置	・敷地内に樹木や水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とする。																																	
		ランドマークとの関係	・八ヶ岳への眺望、湖沼等水辺景観を極力阻害しない配置とする。 ・電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置する。																																	
		規模	・周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合いとする。																																	
		建築物の高さの数値基準（注1）	・高さは、山並みの眺望の確保や圧迫感の軽減等に配慮し、できるかぎり低く抑えるよう努める。 ・高さの最高限度は、商業地域にあっては31m、近隣商業地域にあっては20mとする。	・高さは、山並みの眺望の確保や圧迫感の軽減等に配慮し、できるかぎり低く抑えるよう努める。 ・高さの最高限度は、20mとする。	・高さは、山並みの眺望の確保や圧迫感の軽減等に配慮し、できるかぎり低く抑えるよう努める。 ・高さの最高限度は、第一種低層住居専用地域にあっては10mとし、その他にあっては20mとする。																															
		用途地域（容積率/建ぺい率）	商業地域（400/80）	近隣商業地域（200/80）	工業地域・準工業地域（200/60）	第一種低層住居専用地域（80/50）	左記以外の住居系用途地域（200/60）																													
		最高限度	31m	20m	20m	10m	20m																													
		形態・意匠の調和、まとめ	・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとめある形態とする。 ・周辺の建築物等の形態との調和に努める。																																	
		デザイン、屋根	・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努める。		・屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並みや周辺の建築物等との調和に努める。																															
		伝統的様式の尊重・継承	・周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努める。																																	
		壁面	・壁面等は、大規模な平滑面が生じないように、陰影等の処理に配慮する。																																	
		屋上等設備	・屋上設備は外部から見えにくいように壁面やルーバーで覆う等の工夫をする。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、色彩を建築物に合わせて調和を図る。																																	
		非常階段等付帯設備	・屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。																																	
材料	調和・耐久性	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。																																		
	反射光のある素材	・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮し、突出することがないように努める。																																		
色彩等	色彩の調和	・街並みとしての連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和した色調とする。																																		
	建築物の色彩基準（注2）	<p>・外壁及び屋根に使用する色彩については、全体を3色以内のコントラストでまとめることが望ましい。 ・外壁及び屋根の基調色はマンセル値によるものとし、色相に応じ以下のものを基本とする。</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R</td> <td>3以上 8以下</td> <td rowspan="2">6以下</td> </tr> <tr> <td>YR, Y</td> <td>3以上 9以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>3以上 9以下</td> <td rowspan="2">3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>3以上 8以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>■外壁</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R</td> <td>3以上 8以下</td> <td rowspan="2">6以下</td> </tr> <tr> <td>YR, Y</td> <td>3以上 9以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>3以上 9以下</td> <td rowspan="2">2以下</td> </tr> <tr> <td>GY, G, BG, B</td> <td>3以上 8以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>■屋根</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, YR, Y, GY, G, BG, B, N</td> <td>5以下</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	R	3以上 8以下	6以下	YR, Y	3以上 9以下	N	3以上 9以下	3以下	上記以外の色相	3以上 8以下	色相	明度	彩度	R	3以上 8以下	6以下	YR, Y	3以上 9以下	N	3以上 9以下	2以下	GY, G, BG, B	3以上 8以下	色相	明度	彩度	R, YR, Y, GY, G, BG, B, N	5以下
色相	明度	彩度																																		
R	3以上 8以下	6以下																																		
YR, Y	3以上 9以下																																			
N	3以上 9以下	3以下																																		
上記以外の色相	3以上 8以下																																			
色相	明度	彩度																																		
R	3以上 8以下	6以下																																		
YR, Y	3以上 9以下																																			
N	3以上 9以下	2以下																																		
GY, G, BG, B	3以上 8以下																																			
色相	明度	彩度																																		
R, YR, Y, GY, G, BG, B, N	5以下	4以下																																		

注1：以下の施設は、上記の高さの最高限度の基準を適用しない。

1. 学校、病院等の公益上必要な公共施設。
2. 地域の伝統的な様式で、その特徴的な形態・意匠等を継承する建築物。

注2：以下に示す色彩は、上記のマンセル値による基準を適用しない。

1. 地域の伝統的な農家住宅や蔵、社寺等に見られる漆喰壁、土壁、板壁、また和瓦葺、茅葺、銅板葺の屋根等の特徴的な形態意匠を継承する建築物。
2. 木材や石材、土、レンガ（カラーレンガは除く）、和瓦、銅板を用いており、素材そのものの色（素材の表面を保護するために素地を見せた塗装を含む）を活かしている外壁及び屋根。
3. 2階までの各外壁の1/10以下の面積（開口部を含む）に用いるアクセントカラー。但し、屋根は認めない。

出典：「茅野市景観計画」（平成22年3月、最終改訂：平成31年4月 茅野市）

表 4.2.7.37 (2) 景観づくり基準 (茅野市) : 市街地 (2/2)

行為区分	大区分	小区分	市街地 商業系地域	市街地 工業系地域	市街地 住居系地域	
建築物及び工作物の新築、増築、改築又は外観変更	色彩等	多色使い、色数	・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。		・使用する色数はできるだけ少なくするよう努める。	
		照明	・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意する。		・照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意する。 ・光源で動きのあるものは、原則として避ける。	
	敷地の緑化	既存樹木等の活用	・敷地内に優れた樹木や防風林等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かす。			
		緑化による圧迫感の軽減	・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。			
		駐車場等の処理	・駐車場、自転車置場等を設ける場合は、周囲の緑化に努める。			
		樹種	・使用する樹種は、地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。			
		敷地境界の処理	・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。			
	特定外観意匠 (屋外における広告物の表示又は提出)	配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努める。 ・八ヶ岳や周辺の山並み、湖沼等水辺景観への眺望を阻害しないよう努める。 ・建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようできるだけ控える。			
		規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。 ・建築物の外壁と一体となる広告物の規模は、各外壁において外壁面積 (開口部を含む) の 1/10 を超えないよう努める。			
		材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。		・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとするとともに、設置箇所周辺の建築物等と調和した素材の使用に努める。 ・反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。	
		色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とする。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意する。		・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とする。 ・使用する色数はできるだけ少なくするよう努める。 ・光源で動きのあるものは、原則として避ける。	
		地上に設置する再生可能エネルギー発電設備の配置、色彩等	・再生可能エネルギー発電設備は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和に努める。 ・再生可能エネルギー発電設備は、景観に配慮したできるだけ目立たない色彩に努める。 ・太陽光発電設備の太陽電池モジュールとフレームの色彩は、できるだけ同色に努める。			
	土地の形質の変更	法面、擁壁	・土地の形質の変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこう配とし、緑化に努める。 ・擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る。			
			水辺等の活用	・水辺等は極力保全し、活用するよう努める。		
土砂の採取及び鉱物の掘採	遮へい	・周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。				
	事後の緑化	・採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景する。				
屋外における物件の集積又は貯蔵	高さ、積み上げ方法	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 ・道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽等を行い周辺の景観に調和するよう努める。				

出典：「茅野市景観計画」(平成 22 年 3 月、最終改訂：平成 31 年 4 月 茅野市)

表 4.2.7.37 (3) 景観づくり基準（茅野市）：農村集落・森林山地（1/2）

行為区分	大区分	小区分	農村集落		森林山地																					
			建築物及び工作物の新築、増築、改築又は外観変更	形態・意匠	<p>道路からの位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努める。</li> </ul> <p>隣地からの位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保する。</li> </ul> <p>敷地内の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に樹木や水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とする。</li> </ul> <p>ランドマークとの関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>八ヶ岳への眺望、湖沼等水辺景観を極力阻害しない配置とする。</li> <li>電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置する。</li> <li>団地開発ではできるだけ電線の地中化や電柱類を道路側に設置しないようにする等八ヶ岳の眺望を阻害しないように努める。</li> </ul> <p>規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>八ヶ岳への眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合いとする。</li> </ul> <p>建築物の高さの数値基準（注1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、山並みの眺望の確保、周辺の自然景観、田園景観等との調和に配慮し、できるかぎり低く抑えるよう努める。</li> <li>高さの最高限度は13mとする。ただし、製造業と農業の用に供する建築物に限り、次のとおりとする。</li> <li>(1) やむを得ず13mを超える場合であっても20mを超えてはならない。この場合、隣地境界から10m以上後退し、かつ隣地境界と建築物との間に緩衝緑地（中木以上の植栽）を設け、山並み及び周囲の景観に圧迫感を与えないように努める。</li> <li>(2) 景観審議会に諮問し、意見を聴いたうえで、周囲の景観に大きな支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合に限り、20mを超えることができる。</li> <li>第一種低層住居専用地域にあっては10mとする。</li> </ul> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%;">用途地域（容積率/建ぺい率）</td> <td style="width:33%;">無指定 (200/60)</td> <td style="width:16.5%;">無指定 (50/30)</td> <td style="width:16.5%;">無指定 (300/70)</td> </tr> <tr> <td>最高限度</td> <td>13m</td> <td colspan="2">13m</td> </tr> </table>	用途地域（容積率/建ぺい率）	無指定 (200/60)	無指定 (50/30)	無指定 (300/70)	最高限度	13m	13m		<ul style="list-style-type: none"> <li>八ヶ岳への眺望、湖沼等水辺景観を極力阻害しないような配置とする。</li> <li>地形の高低差がある場合はそれを生かして周辺の自然景観に調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避ける。</li> <li>高さは、山並みの眺望の確保、周辺の自然景観、田園景観等との調和に配慮し、できるかぎり低く抑えるよう努める。</li> <li>高さの最高限度は、13mとする。</li> <li>ただし、国定公園内にある場合は、自然公園法の基準、またそれ以外の地域においては茅野市生活環境保全条例の基準に準ずるものとする。</li> </ul>												
用途地域（容積率/建ぺい率）	無指定 (200/60)	無指定 (50/30)	無指定 (300/70)																							
最高限度	13m	13m																								
	形態・意匠の調和、まとめ	八ヶ岳や背景となる山並み、防風林等の樹林、周囲の建築物等の形態、史跡等の文化遺産との調和に努める。	八ヶ岳の山並みや湖沼、周囲の建築物等の形態との調和に努める。																							
	デザイン、屋根	屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並みや周囲の建築物等との調和に努める。	八ヶ岳の山並みや湖沼、周囲の建築物等の形態との調和に努める。																							
	伝統的様式の尊重・継承	周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努める。																								
	壁面	壁面等は、大規模な平滑面が生じないように、陰影等の処理に配慮する。																								
	屋上等設備	太陽光発電設備等を建築物に設置する場合には、色彩を建築物に合わせて調和を図る。																								
	非常階段等付帯設備	屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。																								
	材料	調和・耐久性	周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。																							
		反射光のある素材	反射光のある素材を極力用いないように努める。																							
	色彩等	色彩の調和	八ヶ岳の眺望を阻害せず、周辺の自然や田園、建築物等と調和した色調とする。																							
		建築物の色彩基準（注2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁及び屋根に使用する色彩については、全体を3色以内のコントラストでまとめることが望ましい。</li> <li>外壁及び屋根の基調色はマンセル値によるものとし、色相に応じ以下のものを基本とする。</li> </ul> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>■ 外壁</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>R</td> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>YR, Y</td> <td>8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY, G</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>3以上</td> <td>9以下</td> </tr> </table> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>■ 屋根</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>R, YR, Y, GY, G, BG, B, N</td> <td>5以下</td> <td>4以下</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<p>■ 外壁</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>R</td> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>YR, Y</td> <td>8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY, G</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>3以上</td> <td>9以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	R	3以上	2以下	YR, Y	8以下	3以下	GY, G		2以下	N	3以上	9以下	<p>■ 屋根</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>R, YR, Y, GY, G, BG, B, N</td> <td>5以下</td> <td>4以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	R, YR, Y, GY, G, BG, B, N	5以下	4以下
<p>■ 外壁</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>R</td> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>YR, Y</td> <td>8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY, G</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>3以上</td> <td>9以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	R	3以上	2以下	YR, Y	8以下	3以下	GY, G		2以下	N	3以上	9以下	<p>■ 屋根</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>R, YR, Y, GY, G, BG, B, N</td> <td>5以下</td> <td>4以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	R, YR, Y, GY, G, BG, B, N	5以下	4以下				
色相	明度	彩度																								
R	3以上	2以下																								
YR, Y	8以下	3以下																								
GY, G		2以下																								
N	3以上	9以下																								
色相	明度	彩度																								
R, YR, Y, GY, G, BG, B, N	5以下	4以下																								

注1：高さの基準は、国定公園内では最低地盤面からの高さ、それ以外の地域では平均地盤面からの高さとする。また以下の施設は、上記の高さの最高限度の基準を適用しない。

1. 学校、病院等の公益上必要な公共施設。
2. 地域の伝統的な様式で、その特徴的な形態・意匠等を継承する建築物。

注2：以下に示す色彩は、上記のマンセル値による基準を適用しない。

1. 地域に伝統的な農家住宅や蔵、社寺等に見られる漆喰壁、土壁、板壁、また和瓦葺、茅葺、銅板葺の屋根等の特徴的な形態意匠を継承する建築物。
2. 木材や石材、土、レンガ（カラーレンガは除く）、和瓦、銅板を用いており、素材そのものの色（素材の表面を保護するために素地を見せた塗装を含む）を活かしている外壁及び屋根。
3. 1階までの各外壁の1/10以下の面積（開口部を含む）に用いるアクセントカラー。但し、屋根は認めない。
4. 企業カラーについては、市長が特に必要と認める場合。

出典：「茅野市景観計画」（平成22年3月、最終改訂：平成31年4月 茅野市）

表 4.2.7.37 (4) 景観づくり基準（茅野市）：農村集落・森林山地（2/2）

行為区分	大区分	小区分	農村集落	森林山地
建築物及び工作物の新築、増築、改築又は外観変更	色彩等	多色使い、色数	・使用する色数はできるだけ少なくするよう努める。	
		照明	・照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意する。 ・光源で動きのあるものは、原則として避ける。	・照明を行う場合は、安全性の確保等に必要最小限度にとどめ、かつ設置場所の自然環境や周辺環境に留意する。 ・光源で動きのあるものは、原則として避ける。
	敷地の緑化	既存樹木等の活用	・敷地内に優れた樹木や防風林等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かす。	
		緑化による圧迫感の軽減	・建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努める。	
		駐車場等の処理	・駐車場、自転車置場等を設ける場合は、周囲の緑化に努める。	
		樹種	・使用する樹種は、周辺の防風林等の樹林や緑地等と調和した地域の風土にあったものとするように努める。	・使用する樹種は、周辺の樹林等の景観と調和させるとともに、高原に適した樹種の活用に努める。
	敷地境界の処理		・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、自然素材を用いる等、周辺景観と調和するように配慮する。 ・現状において生垣が形成されている集落内沿道では、やむを得ない場合を除き生垣とする。	・敷地境界には塀等の遮へい物はできるだけ設けない。やむを得ず設ける場合は、生垣とするように努める。
			特定外観意匠（屋外における広告物の表示又は提出）	配置
	・建築物等の屋上への掲出は、眺望を阻害しないようにできるだけ控える。	・眺望を阻害するような建築物等の屋上への掲出は、原則として避ける。		
	規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。 ・建築物の外壁と一体となる広告物の規模は、各外壁において外壁面積（開口部を含む）の1/10を超えないように努める。 ・周辺の建築物の屋根や植生、防風林、その他周辺の景観の基調をなすものの高さを超えないように努める。		
	材料	・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとするとともに、設置箇所周辺の建築物等と調和した素材の使用に努める。 ・反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。		・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を用いる。特に別荘地内においては自然素材等の使用に努める。 ・反射光のある素材は原則として使用しない。
	色彩等	・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とする。 ・使用する色数はできるだけ少なくするよう努める。 ・光源で動きのあるものは、原則として避ける。		・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とする。
	地上に設置する再生可能エネルギー発電設備の配置、色彩等		・再生可能エネルギー発電設備は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和に努める。 ・再生可能エネルギー発電設備は、景観に配慮したできるだけ目立たない色彩に努める。 ・太陽光発電設備の太陽電池モジュールとフレームの色彩は、できるだけ同色に努める。	
			土地の形質の変更	法面、擁壁
	土砂の採取及び鉱物の掘採	遮へい	・擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る。	
事後の緑化			・水辺等は極力保全し、活用するよう努める。	
屋外における物件の集積又は貯蔵	高さ、積み上げ方法	・周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。		
		・採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景する。		
		・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 ・道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽等を行い周辺の景観に調和するよう努める。		

出典：「茅野市景観計画」（平成22年3月、最終改訂：平成31年4月 茅野市）

表 4.2.7.38 (1) 景観形成基準 (下諏訪町)

項目	一般地区	下諏訪宿景観形成重点地区
①建築物・工作物の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>町並みとの調和に配慮し、建築物の壁面を前面道路境界線及び隣地境界線からできるだけ後退して、植栽用地の確保に努める。</li> <li>高さ 20m を超える建築物・工作物は、道路、公園、河川、湖岸等からの見通しに配慮した配置に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面して町並みと調和した配置に努める。</li> </ul>
②建築物・工作物の高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さは、伝統的様式の建築物と調和し、立町地区景観形成住民協定に定めのある区域においては、3 階以下、12m 以下とする。</li> <li>別表 (下諏訪町景観計画 P.37 参照) に定める路線の道路境界から 5m 以内の範囲は、建築物の高さの最高限度を 12m 以下とする。</li> </ul>
③建築物・工作物の色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の屋根の色彩は、黒・灰色・こげ茶色系を基調とし、これと調和する色彩とする。</li> <li>建築物・工作物の外観の色調は、白・ベージュ・こげ茶色を基調に木質系及び地元石材等の自然素材及びこれらと調和するものとする。</li> </ul>
④建築物・工作物の形態意匠		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の町並みや背後の自然との調和に配慮し、落ち着いた色彩に努め、マンセル表色系において赤 (R) 系及び YR (黄赤) 系の色相は、彩度 6 以下を基準とする。その他の色相は彩度 4 以下を基準とし、無彩色の明度は 9 以下を基準とする。</li> <li>ただし、歴史的建造物、無着色の自然素材は、これらの基準の適用を除外する。</li> </ul>
⑤建築物・工作物の外観における公衆の関心を惹くための形態又は色彩、その他の意匠		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の形態・意匠は、単体としてのバランスとともに周囲の景観との調和に努める。</li> <li>伝統的様式の建築物により町並みが形成されている通りに面する建築物は、町並みと調和する形成・意匠に努める。</li> <li>河川や湖岸沿いの建築物・工作物の形態・意匠は、連続性のある景観との調和に努める。</li> <li>路面店が並ぶ地区での建築物は、町並みの連続性を継承するとともに、うるおいのある店先の演出に配慮する。</li> </ul>
⑥外構・囲障等		<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光のある素材を使用する場合は、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。</li> <li>光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
⑦土地の区画形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。</li> <li>使用する色数をできるだけ少なくするよう努める。</li> <li>光源で動きのあるものは、原則として避ける。</li> </ul>
⑧土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		<ul style="list-style-type: none"> <li>配置は、道路などからできるだけ後退させるよう努める。</li> <li>湖や山並み、空への眺望を阻害しないよう努める。</li> <li>基調となる周辺景観に調和する形態意匠とし、必要最小限の規模とする。</li> <li>材料は周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色、剥離等の生じにくいものとする。</li> <li>けばけばしい色彩とせず、周辺の景観と調和した色調とする。</li> </ul>
⑨屋外における土石、廃棄物等の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の外構・囲障は、生垣植栽又は板塀、竹垣、石積み等の自然素材を使用した伝統的工法若しくはこれらと調和したものとする。</li> <li>敷地の外構・囲障は、生垣植栽又は自然素材を使用して、景観の調和に配慮する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の自然環境と景観に調和し、必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮する。</li> <li>のり面は、芝、低木などの植栽により、緑化修景を行う。</li> <li>やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、周囲への圧迫感を低減させるように配慮する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺から目立ちにくいよう採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。</li> <li>採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景措置を講じる。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路その他の公共の場から用意に望見できない位置に集積又は貯蔵する。又は、敷地周辺部に生垣植栽等の修景措置を講じる。</li> </ul>

注：「②建築物・工作物の高さ」について、次の建築物及び工作物は適用を除外する。

1. 電気・通信事業、病院、学校等の公益上必要と認められるもの
2. 景観計画に定める地区区分のうち主要工業地域における工業系用途の建築物

出典：「下諏訪町景観計画」(平成 24 年 8 月 下諏訪町)

表 4.2.7.38 (2) 眺望景観保全地区における建築物の高さ基準（下諏訪町）

	地区における眺望景観保全の方針	建築物・工作物の高さの最高限度に関する基準
諏訪湖岸眺望景観保全地区	現在の中高層建築物の高さを保全し、湖岸地区における良好な町並みと地区の背後の市街地からの眺望の確保を図る。	20m
県道岡谷下諏訪線沿道眺望景観保全地区	沿道商業地における適正な土地の高度利用と背後の市街地における主要眺望点からの諏訪湖への眺望を保全する。	30m
市街地眺望景観保全地区	市街地における適正な土地の利用と諏訪大社春宮及び秋宮周辺からの諏訪湖への眺望を保全する。	25m ただし、景観形成重点地区は、景観形成重点地区に定める路線の道路境界から5m以内の範囲の建築物の高さは12m以下。立町地区景観形成住民協定に定めのある区域においては、3階以下、12m以下。

注1：ただし、次の建築物及び工作物は適用を除外する。

1. 電気・通信事業、病院、学校等の公益上必要と認められるもの
2. 景観計画に定める地区区分のうち主要工業地区における工業系用途の建築物

注2：都市計画に定めのある用途地域区分のうち、第1種低層住居専用地域における建築物の高さの最高限度は10m以下。

注3：景観形成重点地区に定める路線

1. 国道142号線：国道20号線との交差点（下諏訪町大社通3238番地先）から町道湯沢通り線との交差点（下諏訪町湯田町3420番地先）まで
2. 町道宮街道線：国道142号線との交差点（下諏訪町湯田町3450番地先）から町道湯沢通り線との交差点（下諏訪町湯田町3378番地1地先）まで

出典：「下諏訪町景観計画」（平成24年8月 下諏訪町）

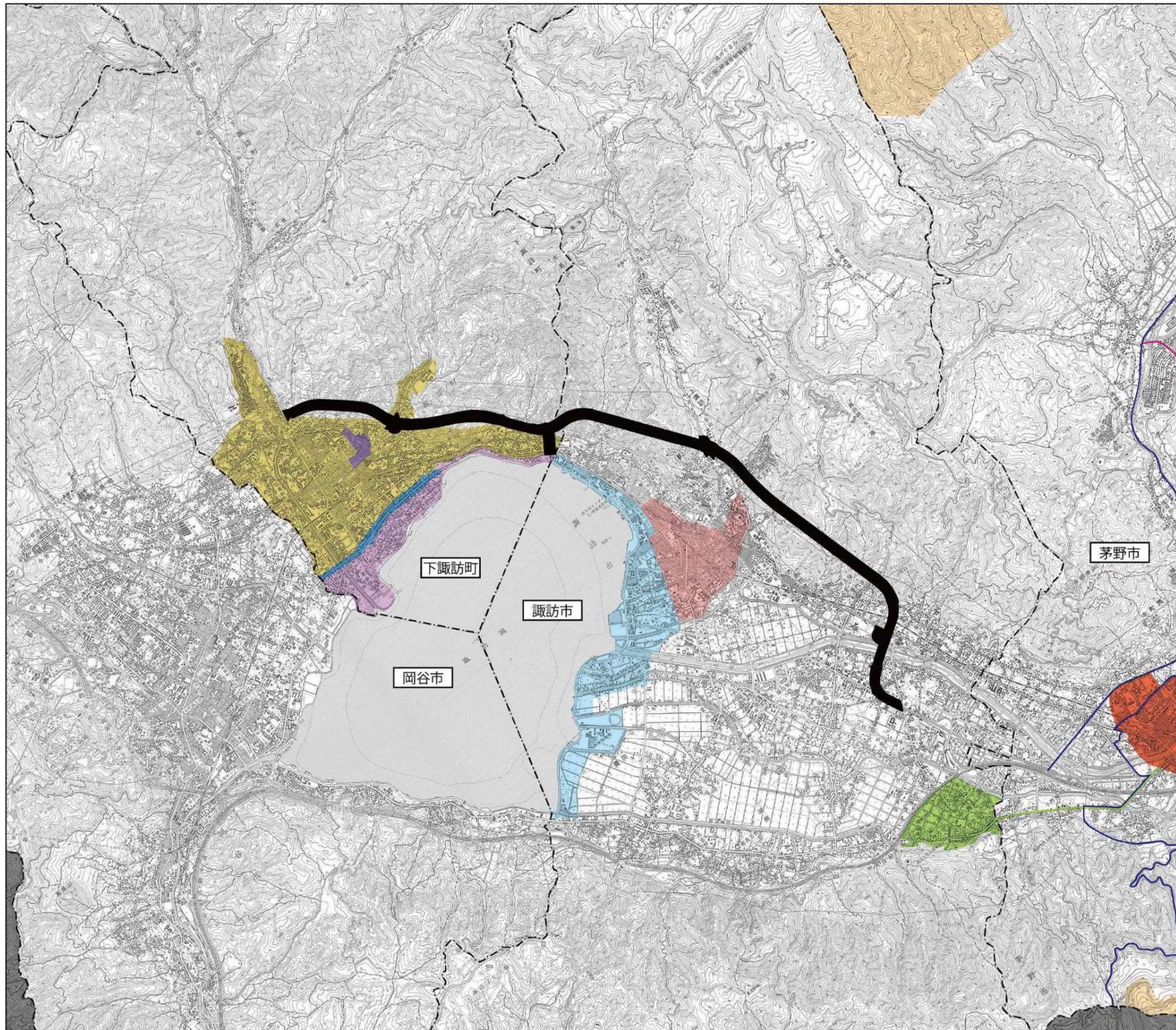
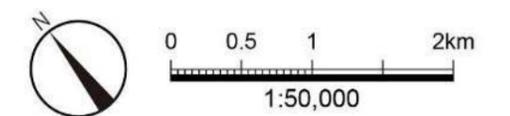


図 4.2.7.10 景観計画設定地区

記号	名称
<諏訪市景観計画>	
重点整備地区	
	諏訪湖畔地区
	上諏訪駅周辺地区
	諏訪大社上社周辺地区
<茅野市景観計画>	
景観形成重点地区・区域景観	
	中心市街地
	区域景観・開発計画区域
景観形成重点地区・沿道景観	
	横道・ふるさとグリーンライン沿線
	縦道・県道茅野停車場八子ヶ峰公園線
	縦道・国道 152 号
	御柱街道沿線
<下諏訪町景観計画>	
景観形成重点地区	
	下諏訪宿景観形成重点地区
眺望景観保全地区	
	諏訪湖岸眺望景観保全地区 (20m)
	県道岡谷下諏訪線沿道眺望景観保全地区 (30m)
	市街地眺望景観保全地区 (25m)

出典：「諏訪市景観計画」(平成 21 年 10 月 諏訪市)  
「下諏訪町景観計画」(平成 24 年 8 月 下諏訪町)  
「茅野市景観形成基本計画」(平成 13 年 3 月 茅野市)  
「茅野市景観計画」(平成 31 年 4 月 茅野市)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



40) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日法律第 22 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により、都市計画用途地域が定められています。

関係市町における都市計画用途地域の指定状況は、表 4.2.7.39 に示すとおりです。また、調査区域における都市計画用途地域の位置は、図 4.2.7.11 に示すとおりです。

表 4.2.7.39 都市計画用途地域の指定状況

[単位：ha]

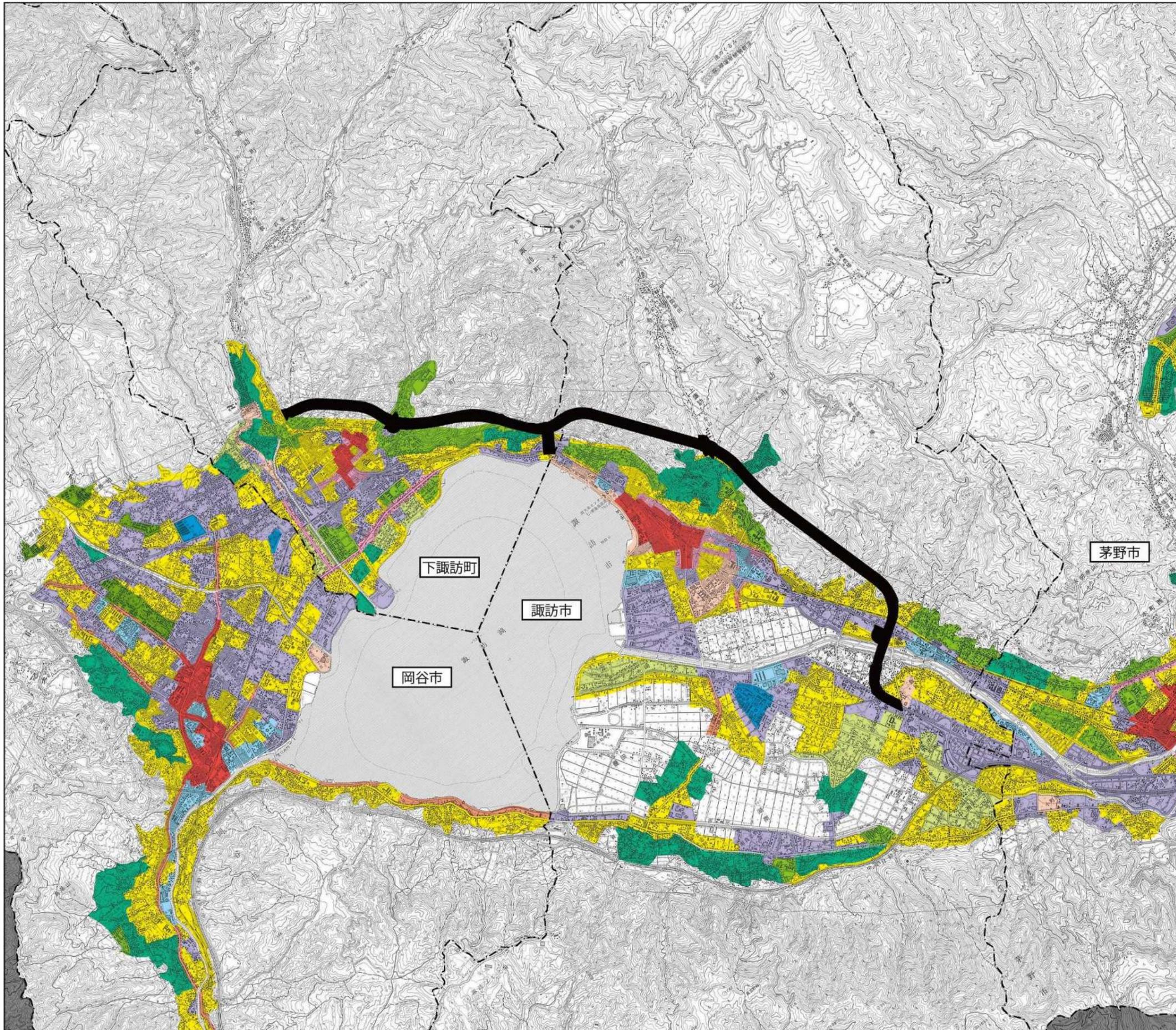
都市計画区域名	岡谷	諏訪	茅野	下諏訪	
区域内市町村名	岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	
行政区域	8,510	10,917	26,659	6,687	
都市計画区域	7,919	10,489	26,588	6,329	
人口集中地域	1,107	389	379	448	
用途地域	第1種低層住居専用地域	139	195	115	71
	第2種低層住居専用地域	0	7.6	0	0
	第1種中高層住居専用地域	46	91	140	103
	第2種中高層住居専用地域	0	134	4	42
	第1種住居地域	656	479	411	167
	第2種住居地域	7	51	6	0
	準住居地域	75	9.4	8.9	0
	近隣商業地域	2	20	30	34
	商業地域	72	45	30	15
	準工業地域	449	339	200	109
	工業地域	55	43	15	0
	工業専用地域	12	17	0	0
用途地域合計	1,513	1,430	960	541	

出典：「2019年長野県の都市計画 資料編」（令和元年9月 長野県建設部都市・まちづくり課）

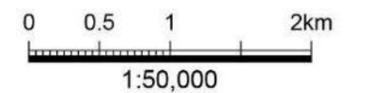
図 4.2.7.11 都市計画用途地域図

記号	名称
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

出典：「岡谷都市計画図」（平成28年9月 岡谷市）  
 「下諏訪都市計画図」（令和2年2月 下諏訪町）  
 「諏訪都市計画図」（平成29年2月 諏訪市）  
 「茅野都市計画図」（平成27年7月 茅野市）



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



41) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）

調査区域では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年5月23日法律第40号、最終改正：平成30年6月8日法律第42号）第5条第1項の規定により、市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画として、下諏訪町において「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」（令和2年3月 下諏訪町）が策定されています。

調査区域には、「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」において、下諏訪町における歴史的風致の維持向上を効率的に図るため、特に歴史的風致の維持向上を推進すべき区域として、重点的に施策を展開していく重点区域に設定された「下諏訪地区」があります。下諏訪地区の位置は、図 4.2.7.12 に示すとおりです。

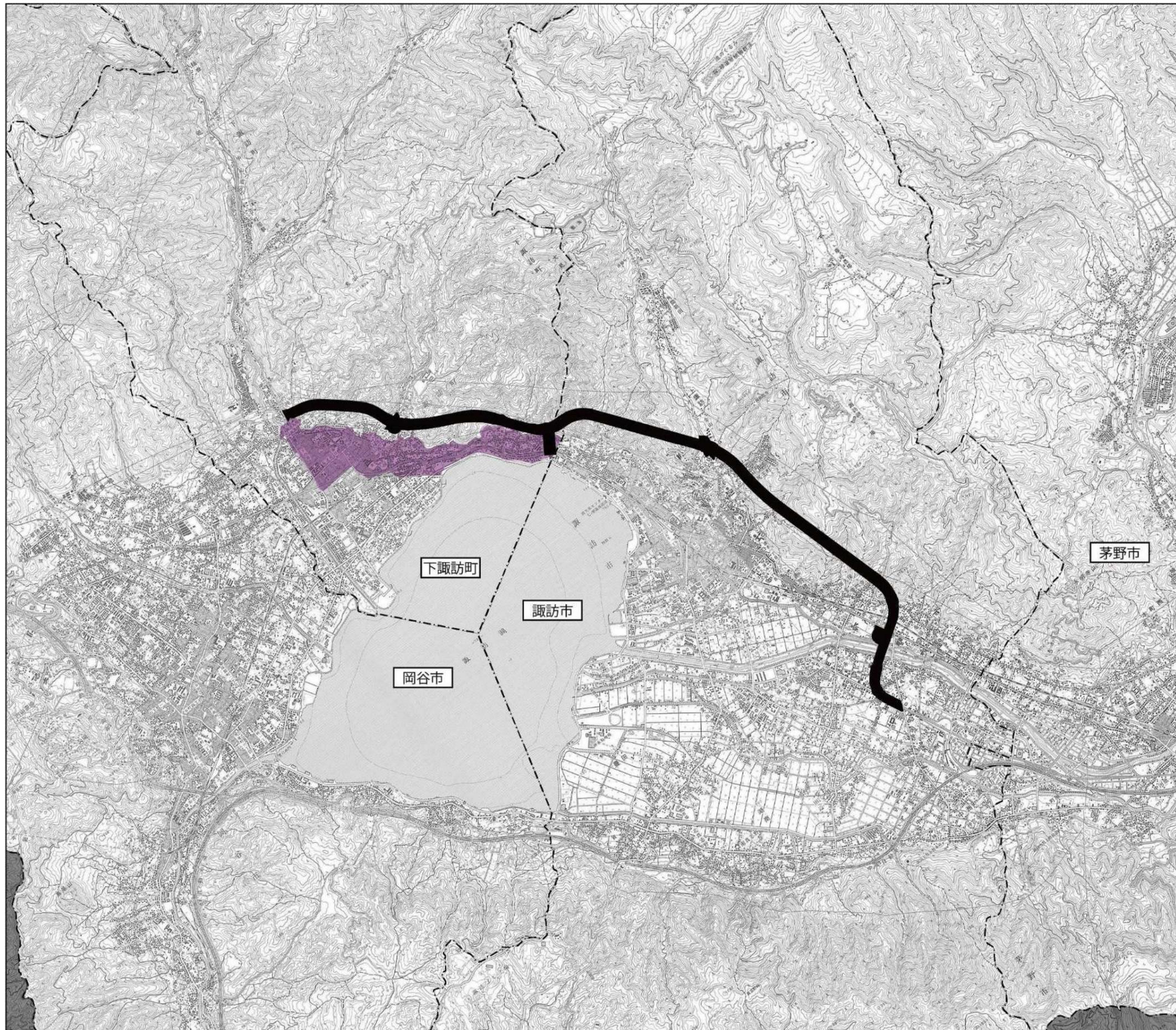
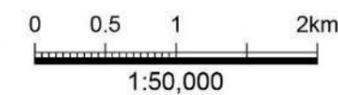


図 4.2.7.12  
歴史的風致の重点区域位置図

記号	名称
	下諏訪地区

出典：「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」  
(令和2年3月 下諏訪町)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



42) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 「保護林の再編・拡充について」の規定に基づく保護林の区域

調査区域には、「保護林制度の改正について」（平成 27 年 9 月 28 日林国経第 49 号林野庁長官より各森林管理局長あて）により指定された保護林の区域はありません。

(2) 保安林の区域

調査区域には、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、干害防備保安林があります。調査区域に分布する保安林の種別・種類は、表 4.2.7.40 に、位置は、図 4.2.7.13 に示すとおりです。

表 4.2.7.40 保安林の種別・種類

種別	種類
1号	水源かん養保安林
2号	土砂流出防備保安林
3号	土砂崩壊防備保安林
5号	干害防備保安林

出典：「長野県統合型地理情報システム」（令和 2 年 3 月 長野県企画振興部情報政策課）

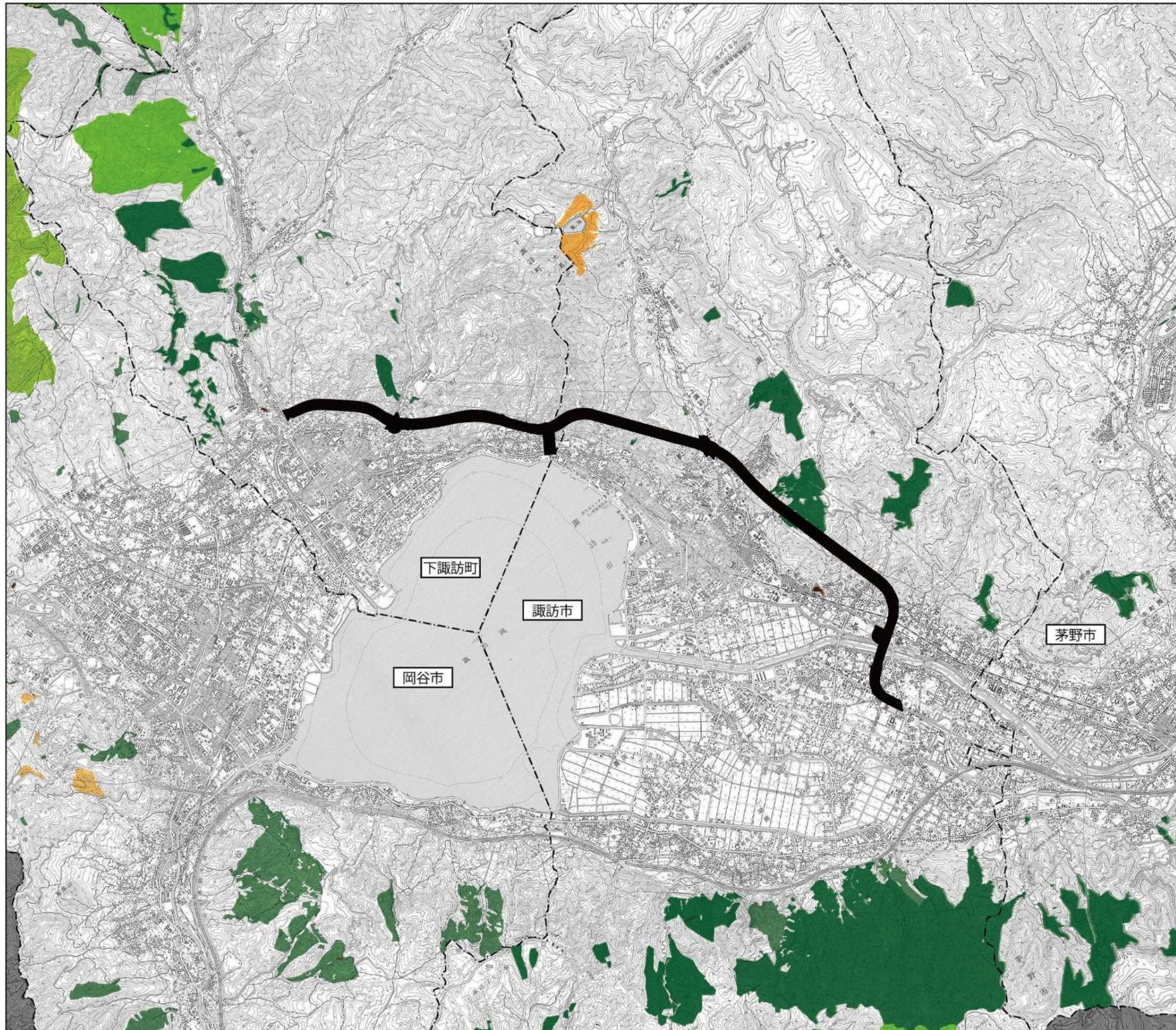
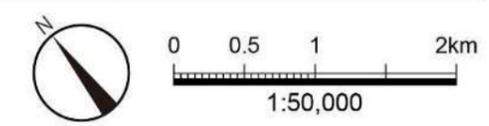


図 4.2.7.13 保安林の位置図

記号	種名	名称
	1号	水源かん養保安林
	2号	土砂流出防備保安林
	3号	土砂崩壊防備保安林
	5号	干害防備保安林

出典：「長野県統合型地理情報システム」  
 (令和2年3月 長野県企画振興部情報政策課)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



(3) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた基準又は目標

下諏訪町では、「下諏訪町環境保全に関する条例」（昭和 47 年 6 月 28 日下諏訪町条例第 18 号、最終改正：平成 25 年 3 月 22 日下諏訪町条例第 1 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、同条例第 3 条第 2 号の規定により町が指定する「環境保全地域」の規制基準（規制の特例行為）及び騒音の規制基準を定めています。下諏訪町で指定される規制基準は、表 4.2.7.41～表 4.2.7.45 に示すとおりです。

表 4.2.7.41 環境保全地域内における規制の特例行為

番号	基準
1	当該環境保全地域が指定され、又はその地域が拡張された際、既に着手していた行為
2	非常災害のために必要な応急措置として行う行為
3	法令の規定により許可を受けて行う行為
4	森林保育のために必要な木竹の択伐及び間伐行為
5	改良改築で、その現状に著しい変更を及ぼさない行為
6	宅地内の土石を採取する行為
7	植生の回復など、自然を保護する行為
8	町長が、下諏訪町環境保全審議会の意見を聴いて、特に環境保全に障害を及ぼさないと認めた行為

出典：「下諏訪町環境保全に関する条例に基づく規制基準及び地域の指定を定める規則」

（昭和 47 年 12 月 25 日下諏訪町規則第 18 号、最終改正：令和元年 9 月 19 日下諏訪町規則第 8 号）

表 4.2.7.42 特定工場等の規制基準（第1表）

[単位：dB]

時間の区分 地域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	朝：午前 6 時から 午前 8 時まで 夕：午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域	50	45	45
第一種中高層住居専用地域	50	45	45
第二種中高層住居専用地域	50	45	45
第一種住居地域	60	50	50
近隣商業地域	65	65	55
商業地域	65	65	55
準工業地域	65	65	55

注 1：騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は早い動特性 (FAST) を用いることとする。

注 2：騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

注 3：第 1 表に示す地域の区分は、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。

- (1) 第 1 種低層住居専用地域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域
- (2) 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域
- (3) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている地域であって、その地域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある地域

注 4：地域の指定されない地区にあっては、第 1 表に掲げる商業地域の基準による。

注 5：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの地域内における当該基準は、第 1 表に掲げる基準から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「下諏訪町環境保全に関する条例に基づく規制基準及び地域の指定を定める規則」

(昭和 47 年 12 月 25 日下諏訪町規則第 18 号、最終改正：令和元年 9 月 19 日下諏訪町規則第 8 号)

表 4.2.7.43 特定建設事業の規制基準（1）（第2表）

[単位：dB]

時間の区分 事業の区分	午前7時から 午後7時まで	午後7時から 翌日午前7時まで	午前6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日午前6時まで
別表第1号	85	発生させない	—	—
別表第2号	80	発生させない	—	—
別表第3～6号	—	—	75	発生させない

注1：別表とは、規則の別表をいう（下記参照）。

別表 騒音に係る特定建設事業
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打、くい抜機を除く。)を使用する事業(くい打機をアースオーガーと併用する事業を除く。)
2 びょう打機を使用する事業
3 さく岩機を使用する事業(事業地点が連続的に移動する事業にあつては、1日における当該事業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない事業に限る。)
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する事業(さく岩機の動力として使用する事業を除く。)
5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う事業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う事業を除く。)
6 コンクリートカッターを使用する事業

注2：騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性(FAST)を用いることとする。

注3：騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

注4：特定建設事業から発生する騒音は、作業場所の敷地の境界線上において測定する。

注5：第2表の基準における時間の区分は、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設事業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設事業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に発生させてはならない時間において当該特定建設事業を行う必要がある場合、道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設事業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設事業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設事業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設事業を夜間に行うべきこととされた場合における騒音は、この限りでない。

注6：準工業地域にあつて、特定建設事業に伴って騒音を発生させてはならない第2表の時間の区分は、午後10時から翌日の午前6時までとする。ただし、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園にあつては、その敷地の周囲おおむね80メートルの地域内は第2表を適用する。

出典：「下諏訪町環境保全に関する条例に基づく規制基準及び地域の指定を定める規則」

(昭和47年12月25日下諏訪町規則第18号、最終改正：令和元年9月19日下諏訪町規則第8号)

表 4.2.7.44 特定建設事業の規制基準 (2) (第 3 表)

地域の区分	制限の区分	1 日の発生時間	連続発生日数		発生 禁止日
			別表 1~3 号	別表 4~6 号	
第一種低層住居専用地域～ 商業地域		10 時間	6 日	1 月	日曜日 その他の 休日
準工業地域		14 時間		2 月	

注 1：別表とは、規則の別表をいう（下記参照）。

別表 騒音に係る特定建設事業	
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打、くい抜機を除く。)を使用する事業(くい打機をアースオーガーと併用する事業を除く。)
2	びょう打機を使用する事業
3	さく岩機を使用する事業(事業地点が連続的に移動する事業にあつては、1 日における当該事業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない事業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)を使用する事業(さく岩機の動力として使用する事業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。 )又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。 )を設けて行う事業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う事業を除く。)
6	コンクリートカッターを使用する事業

注 2：第 3 表の基準における制限の区分において、当該特定建設事業がその作業を開始した日に終わる場合又は 1 日の発生時間連続発生日数及び発生禁止日において災害その他非常の事態の発生により当該特定建設事業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設事業を行う必要がある場合における当該特定建設事業に係る騒音は、この限りでない。

注 3：発生禁止日において災害その他非常の事態の発生により当該特定建設事業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設事業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設事業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則(平成 7 年通商産業省令第 77 号)第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設事業であつて、当該特定建設事業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設事業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設事業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設事業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 35 条の規定に基づく協議において当該特定建設事業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設事業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該特定建設事業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設事業に係る騒音は、この限りでない。

出典：「下諏訪町環境保全に関する条例に基づく規制基準及び地域の指定を定める規則」

(昭和 47 年 12 月 25 日下諏訪町規則第 18 号、最終改正：令和元年 9 月 19 日下諏訪町規則第 8 号)

表 4.2.7.45 商業宣伝拡声機の規制基準（第4表）

番号	基準
1	商業宣伝拡声器から発生する騒音の基準は、第1表の特定工場等の規制基準による。
2	商業宣伝拡声器は、午後7時から翌日の午前10時まで、騒音を発生させてはならない。
3	商業宣伝拡声器から発生する騒音は、1回10分以内の時間とし、1回につき15分以上の休止時間をとること。
4	商業宣伝拡声器は、地上7メートル以下の位置で使用しなければならない。

注1：騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性(FAST)を用いることとする。

注2：騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

注3：商業宣伝拡声器から発生する騒音は、当該拡声器の直下の地点から、おおむね10メートルの地点で測定する。

出典：「下諏訪町環境保全に関する条例に基づく規制基準及び地域の指定を定める規則」

(昭和47年12月25日下諏訪町規則第18号、最終改正：令和元年9月19日下諏訪町規則第8号)

(4) 地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

長野県の条例等により自然環境の保全を目的に指定された区域について、調査区域には、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」（平成 25 年 3 月 25 日長野県条例第 11 号）第 9 条第 1 項に規定される水資源保全地域として、「下諏訪町汁垂水資源保全地域」があります。下諏訪町汁垂水資源保全地域の区域は、表 4.2.7.46 に示すとおりです。なお、「長野県自然環境保全条例」（昭和 46 年 7 月 13 日長野県条例第 35 号、最終改正：平成 24 年 3 月 22 日長野県条例第 22 号）の規定に基づき指定されている県自然環境保全地域及び郷土環境保全地域はありません。

関係市町の条例等により自然環境の保全を目的に指定された区域について、調査区域には、「諏訪市自然環境保全条例」（昭和 49 年 3 月 30 日諏訪市条例第 17 号、最終改正：平成 31 年 3 月 15 日諏訪市条例第 8 号）第 7 条第 1 項に規定される自然環境保全地域があります。

地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域の位置は、図 4.2.7.14 に示すとおりです。

表 4.2.7.46 下諏訪町汁垂水資源保全地域の区域

名称	区域
下諏訪町汁垂水資源保全地域	下諏訪町字汁垂 7522 番、7524 番、7526 番 1、7527 番イ、7528 番から 7531 番まで、7532 番イ及びロ、7533 番、7534 番イ及びロ、7535 番、7536 番 1 及びイ、7537 番 1 及びロ、7538 番、7539 番 1 及びロ、7540 番から 7550 番まで、7551 番イ及びロ、7552 番、7553 番イ及びロ、7554 番イ及びロ、7555 番、7556 番ロ、7557 番、7558 番イ及びロ、7559 番から 7561 番まで、7562 番 1 及びロ、7563 番 1 及びロ、7564 番、7565 番、7566 番イ及びロ、7567 番イ及びロ、7568 番、7569 番 1 及び 2、7570 番、7571 番イ及びロ、7572 番、7573 番、8089 番並びに 8090 番ロ、字次郎 8094 番、8098 番 1、8153 番 1 及びロ、8154 番 1、8156 番、8160 番 1 及び 2、8161 番 1 及び 2、8162 番、8163 番、8164 番 1、ロ、ハ、ニの 1 及び 2 並びにホ、8165 番並びに 8173 番イ及びロ、字土坂 8234 番、8235 番イ及び 1、8236 番ロ、8237 番、8238 番 1 並びに 8240 番、字寺平 8297 番イの 1 の丁及び 2 から 5 まで、ハ並びにロ並びに 8298 の区域

出典：「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」（平成 25 年 3 月 25 日長野県条例第 11 号）

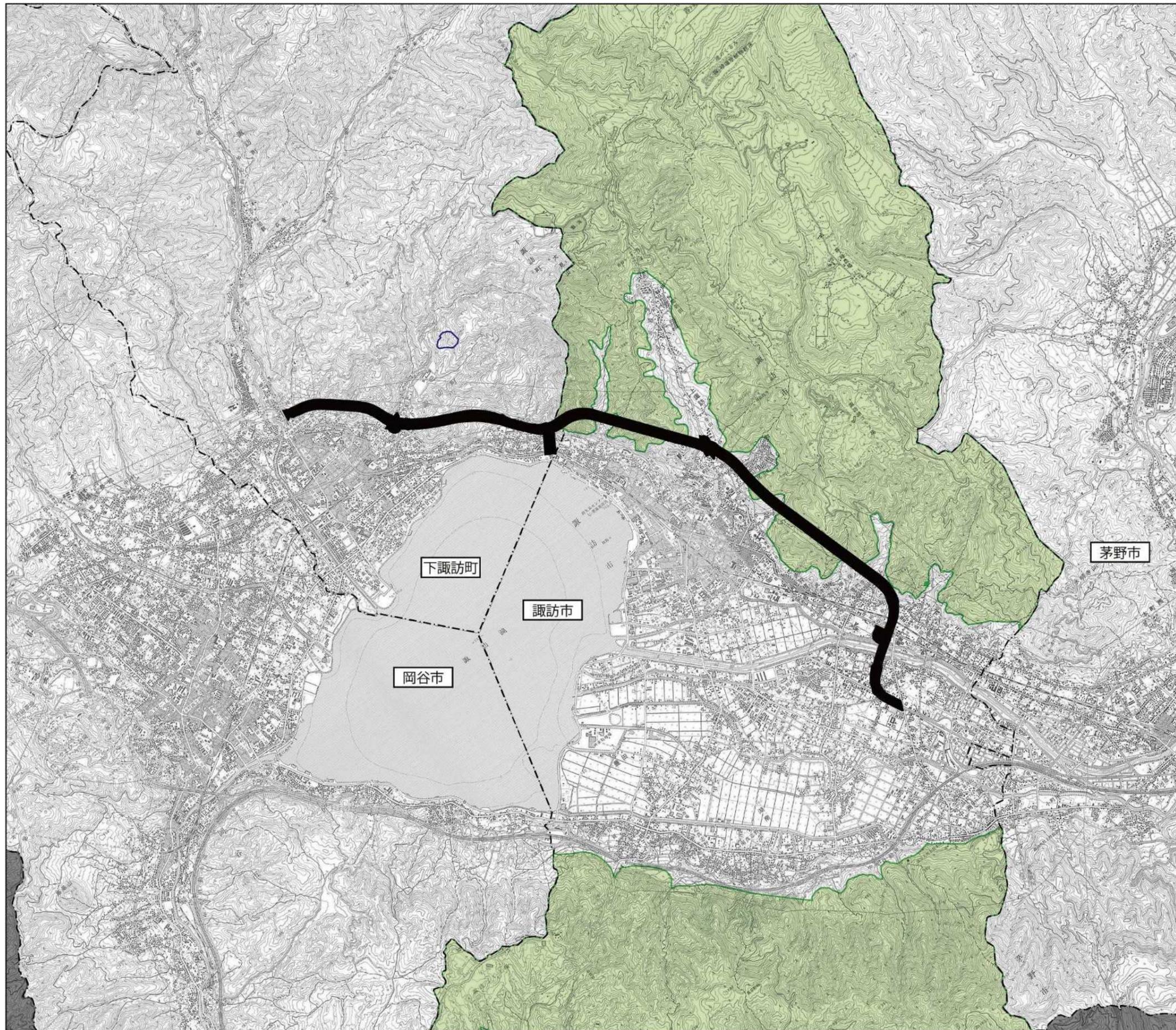


図 4.2.7.14  
自然環境の保全を目的に指定された区域の位置図

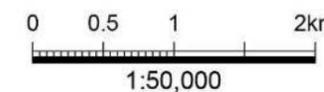
記号	名称
	下諏訪町汁垂水資源保全地域

出典：「下諏訪町汁垂水資源保全地域」（平成27年6月 長野県）

記号	名称
	自然環境保全地域

出典：「諏訪市自然環境保全条例による地域区分図」（令和元年6月 諏訪市）

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



(5) 生物多様性の観点から重要度の高い湿地

調査区域には、環境省が選定する生物多様性の観点から重要度の高い湿地として、霧ヶ峰湿原群、諏訪湖及び流入河川があります。

生物多様性の観点から重要度の高い湿地の選定状況は、表 4.2.7.47 に示すとおりです。

表 4.2.7.47 生物多様性の観点から重要度の高い湿地の選定状況

湿地名	市町名	湿地タイプ	生息・生育域	生物分類群	選定理由
霧ヶ峰湿原群	諏訪市、 下諏訪町	高層湿原	霧ヶ峰 湿原群	湿原 植生	【八島ヶ原湿原、池のくるみ踊場湿原、車山湿原など】 ヌマガヤーチャミズゴケ群落、ヌマガヤーイボミズゴケ群落など。ホロムイスゲ、ミカヅキグサなどの生育地
				昆虫類	【八島ヶ原湿原、池のくるみ踊場湿原、車山湿原、霧ヶ峰湿原など】 尾瀬ヶ原と並ぶ高層湿原。高山性のルリイトトンボ、カラカネトンボの生息地
諏訪湖および 流入河川	岡谷市、 諏訪市、 下諏訪町	淡水湖沼、 河川	諏訪湖 および 流入河川	昆虫類	メガネサナエの生息地

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地[重要湿地]」（令和2年3月 環境省自然環境局自然環境計画課）

(6) 砂防法第二条、地すべり等防止法第三条第一項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定された土地及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

調査区域には、「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日法律第 76 号）第 2 条の規定により指定された土地（以下、「砂防指定地」とする。）及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域があります。なお、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域は、調査区域にはありません。

砂防指定地の指定状況は表 4.2.7.48 に、位置は図 4.2.7.15、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、表 4.2.7.49 に、位置は図 4.2.7.15 に示すとおりです。なお、地すべり危険箇所の位置は、図 4.2.7.15 に示すとおりです。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日法律第 31 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域、第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域があります。土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の位置は、図 4.2.7.16 に示すとおりです。

表 4.2.7.48 砂防指定地の指定状況

市町名	番号	名称	市町名	番号	名称
岡谷市	1	堤洞川	諏訪市	30	細久保川
	2	地獄沢		31	桑原二沢(北沢)
	3	オモ入本沢		32	桑原二沢(南沢)
	4	ヒライシ沢		33	中沢川
	5	境沢		34	中ノ沢川
	6	待張川及び桧山沢		35	野明沢川
	7	境沢		36	南沢川
	8	志平川		37	砥沢川
	9	須門狭間川		38	小田井沢川
	10	本沢川		39	唐沢川
	11	的場川及び湯玉沢		40	権現沢川
	12	ウノキ沢川及び兎沢		41	滝沢川
	13	八重場沢川		42	女沢川
	14	小田井沢		諏訪市・茅野市	43
	15	北村沢川	茅野市	44	下馬沢川
	16	大堀川		45	水眼川
	17	栃久保川		46	ヨキトギ川
	18	長久保沢		47	上川
	19	横河川左支川		48	茅野横河川
	20	横河川		49	檜沢川
	21	八倉沢		下諏訪町	50
	22	常現寺川	51		福沢川
岡谷市・下諏訪町	23	竹の沢	52		大久保川
	24	赤渋川	53		小久保沢川
諏訪市	25	大和沢	54		湯沢川
	26	千本木川	55		承知川
	27	角間川	56		大沢川
	28	芦ヶ沢	57		空木沢
	29	唐沢川			

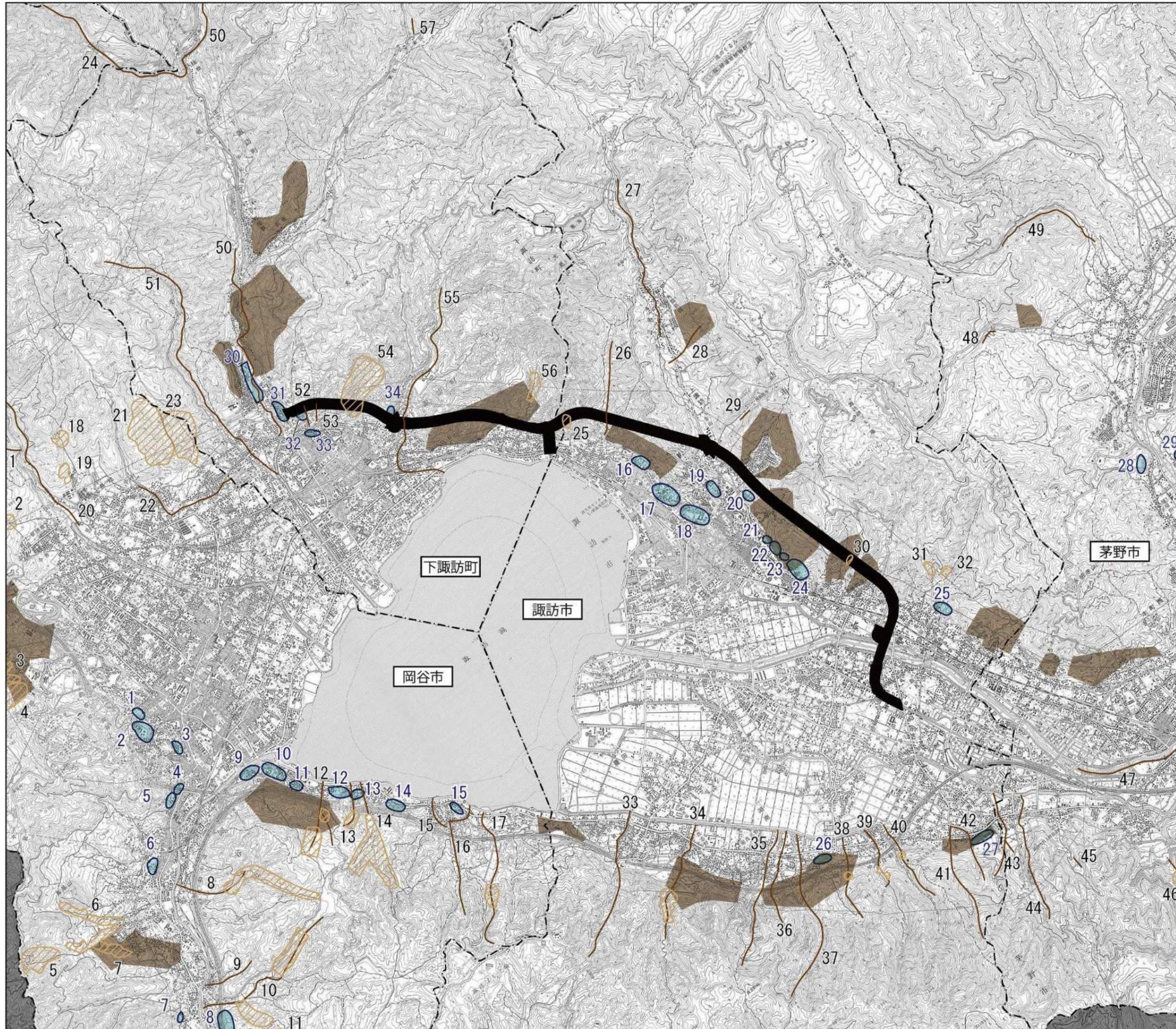
出典：「諏訪建設事務所管内図」（平成 29 年 3 月 長野県）

表 4.2.7.49 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

市町名	番号	名称	面積(ha)
岡谷市	1	山手町	0.26
	2	鳴沢	0.49
	3	堤下	0.43
	4	成田町	0.03
	5	成田町2号	0.89
	6	三沢	0.02
	7	塩坪	0.03
	8	鮎沢	0.21
	9	川上	0.06
	10	花岡	0.09
	11	花岡2号	0.01
	12	久保寺2号	1.97
	13	久保寺	0.60
	14	花岡3号	0.55
	15	小坂	0.43
諏訪市	16	湯の脇2号	0.04
	17	湯の脇	0.02
	18	手長丘下	1.21
	19	岡村	0.06
	20	岡村2号	0.40
	21	清水町3号	0.20
	22	清水町	1.26
	23	清水町2号	0.03
	24	武津	0.44
	25	神戸	1.21
	26	大熊	1.31
	27	神宮寺	4.24
茅野市	28	埴原田	0.75
	29	福沢	2.77
下諏訪町	30	星が丘	4.01
	31	山の神	1.44
	32	東町1号	0.20
	33	東町2号	0.60
	34	武居	0.32

出典：「諏訪建設事務所管内図」（平成29年3月 長野県）

図 4.2.7.15 地すべり危険箇所・砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域の位置図



記号	名称
	地すべり危険箇所
	砂防指定地
	急傾斜地崩壊危険区域

出典：「長野県統合型地理情報システム」  
 (令和2年3月 長野県企画振興部情報政策課)  
 「諏訪建設事務所管内図」(平成29年3月 長野県)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外

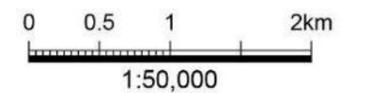
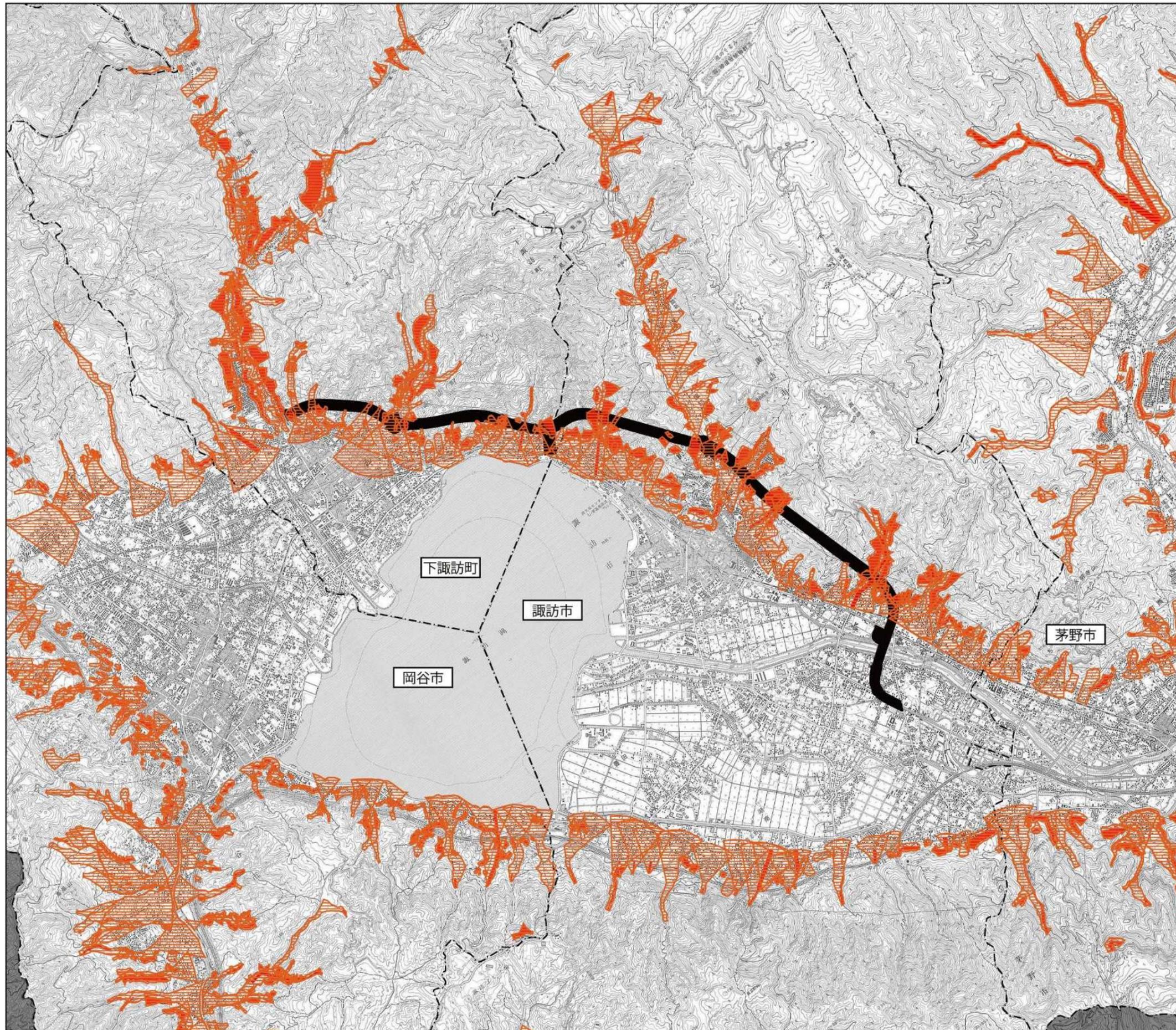


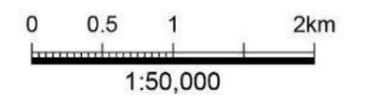
図 4.2.7.16 土砂災害警戒区域等の位置図



記号	名称
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域

出典：「長野県統合型地理情報システム」  
 (令和2年3月 長野県企画振興部情報政策課)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



#### 4.2.8 地域における計画・戦略・目標等

調査区域では、環境に関する計画や総合的な計画を策定し、大気質・騒音等の生活環境の保全、生物多様性、ふれあいの確保、多面的機能の発揮等の自然環境の保全を推進することを掲げています。長野県、岡谷市、諏訪市、茅野市及び下諏訪町が策定したこれらの計画等は、以下に示すとおりです。

##### 1) 長野県の計画・戦略・目標等

###### (1) 第四次長野県環境基本計画【2018年度～2022年度】（平成30年3月）

長野県環境基本計画は、「長野県環境基本条例」（平成8年3月25日長野県条例第13号、最終改正：平成11年12月20日長野県条例第45号）に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しています。「第四次長野県環境基本計画」では、「SDGsによる施策の推進」を基本方針に掲げ、環境保全の取組にとどまらず、環境を生かして経済・社会の課題解決を図る取組も積極的に推進していくこととしています。計画期間は、2018年度を初年度とし、2022年度を目標年度とする5年間を対象としました。

本計画は、SDGsの視点を踏まえ、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関等あらゆる主体のパートナーシップにより、本県の自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に生かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。第四次長野県環境基本計画の施策の範囲は、下記に示すとおりです。

#### 計画の施策の範囲（第四次長野県環境基本計画）

##### ■ 施策の範囲

- ・ 持続可能な社会の構築に関すること。
- ・ 脱炭素社会の構築に関すること。
- ・ 生物多様性・自然環境の保全と利用に関すること。
- ・ 水環境の保全に関すること。
- ・ 大気環境等の保全に関すること。
- ・ 循環型社会の形成に関すること。

(2) しあわせ信州創造プラン 2.0～学びと自治の力で拓く新時代～（平成 30 年 3 月）

長野県では、現代社会の潮流を的確に捉え、夢や希望の実現に取り組むため、県政運営の基本となる総合計画を平成 30 年 3 月に策定し、県の将来像を県民と共に一緒に創りあげるための方向性や方策を明らかにしています。

本計画は、しあわせ信州創造プラン（平成 25 年度～平成 29 年度）の基本目標である「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を継承し、将来像の実現に向けて、今後 5 年間の政策推進の基本方針を 5 つ定めています。さらに、政策推進の基本方針とめざす姿を実現するため、8 つの重点目標を設定し、具体的な数値を掲げています。

調査区域が位置する諏訪地域では、地域のめざす姿を「諏訪湖や八ヶ岳が育む「豊かな自然」と地域の強みを活かした「競争力のある産業」が共存する地域の実現」としています。

(3) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）  
（平成 25 年 12 月）

長野県では、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日法律第 22 号）第 6 条の規定に基づく「都市計画に関する基礎調査」（平成 23 年度実施）の結果等を踏まえ、平成 25 年 12 月に関係市町それぞれの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しています。

本計画は、県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を 10 の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めたもので、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして、都市計画の目標、区域区分\*の決定の有無及び区分する場合はその方針、主要な都市計画の決定の方針等を定めています。

なお、関係市町における都市計画区域については、今後、他の法令との適切な連携のもとで、区域区分以外の各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、「区域区分は定めない」としています。

関係市町における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要は、表 4.2.8.1 に示すとおりです。

表 4.2.8.1 関係市町における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要

都市計画区域の名称		岡谷都市計画区域	諏訪都市計画区域	茅野都市計画区域	下諏訪都市計画区域
対象市町村		岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町
範囲		諏訪湖を除く 岡谷市全域	諏訪湖を除く 諏訪市全域	茅野市全域	諏訪湖を除く 下諏訪町全域
目標 年次	都市計画の 基本的な方向	平成 42 年	平成 42 年	平成 42 年	平成 42 年
	都市施設など の整備目標	平成 32 年 (中間：平成 27 年)	平成 32 年 (中間：平成 27 年)	平成 32 年 (中間：平成 27 年)	平成 32 年 (中間：平成 27 年)
将来都市像		人と自然が共生 する健康文化産 業都市	豊かな自然と文 化がやさしくい きづく快適生活 都市・諏訪	人も自然も元気 で豊か 躍動する 高原都市	恵まれた水と緑、 都市機能と産業の 集積を生かし、 ゆったり暮らす、 安全で快適な文化 都市

出典：「岡谷都市計画（岡谷市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 25 年 12 月 長野県）  
「諏訪都市計画（諏訪市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 25 年 12 月 長野県）  
「茅野都市計画（茅野市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 25 年 12 月 長野県）  
「下諏訪都市計画（下諏訪町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 25 年 12 月 長野県）

\*区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれています。

(4) 生物多様性ながの県戦略（平成 24 年 2 月）

長野県では、「生物多様性基本法」（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）第 13 条に定める生物多様性地域戦略として平成 24 年 2 月に「生物多様性ながの県戦略」を定め、長野県の自然的社会的特性を活かした生物多様性の保全及びその持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画を策定しています。

本計画は、長野県の生物多様性のあるべき姿（40 年後のビジョン）を「人と自然が共生する信州」と定め、その実現に向けた今後 10 年間の行動規範、施策、推進体制等の行動計画や直面している課題に対応するための重点施策等を示しています。

(5) 天竜川水系諏訪圏域河川整備計画（平成 26 年 4 月）

長野県では、「河川法」（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号）第 16 条の 2 に基づき、同法に規定される河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を策定しています。また、長野県における河川整備計画は、水系、地域性等を考慮し、県内を 16 圏域に分割しており、個々に河川整備計画を策定しています。調査区域は、岡谷市、茅野市、諏訪市、下諏訪町、富士見町、原村の 3 市 2 町 1 村で構成される、天竜川水系の「諏訪圏域」に位置しています。

本計画は、計画対象期間を、河川整備の実施に関する事項に記載されている河川整備が一連の効果を発現する期間として今後 20 年間とし、天竜川水系に属する一級河川を対象に、河川整備計画の目標を定めています。諏訪湖等、目標を実現させるための具体的方策として計画的な河川整備を施工する河川については、施工場所、整備内容等を具体的に記しているほか、河川の維持の目的、種類及び施工の場所や、河川情報の提供、地域や関係機関との連携等の図り方等が示されています。

## 2) 岡谷市の計画・戦略・目標等

### (1) 第3次岡谷市環境基本計画（平成27年3月）

岡谷市では、「岡谷市環境基本条例」（平成10年12月22日岡谷市条例第32号、最終改正：平成28年3月15日岡谷市条例第17号）第7条に基づき、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年4月に「岡谷市環境基本計画」を策定しています。現計画である「第3次岡谷市環境基本計画」は、平成27年度から5年間の環境保全に関する施策の基本的方向を示すとともに、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下、一体となって環境保全を推進するための指針として、平成27年3月に策定されました。

本計画は、計画の期間を平成27年度から平成31年度の5年間としており、対象とする環境施策の範囲を市民、事業者、行政等あらゆる主体の参加と協働による、地球環境の保全、自然環境の保全、生活環境の保全、循環型社会の構築、快適環境の形成のための諸施策と定めています。また、設定した6つの基本目標について、目標指標・数値を定めるとともに、その実現に向けて環境保全に関する施策の方向性と、市民、事業者が自主的な取組を行うための行動指針を示しています。

### (2) 第5次岡谷市総合計画（前期基本計画2019-2023）（平成31年3月）

岡谷市では、平成31年3月に、岡谷市民憲章を基本理念として、将来都市像を「人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷」として定めた「第5次岡谷市総合計画」を策定しています。将来都市像実現するために、2019年度からの5カ年計画となる前期基本計画において、4つの前期重点プロジェクトを位置づけています。

本計画は、計画の期間を10年間とし、6つの基本目標と16の政策で構成されています。基本計画は、基本構想の実現を図るための基本的な施策を体系的に示すもので、計画期間を前期、後期各5カ年とする中期計画とし、地方創生にかかわる取組み（第2次岡谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略）を包含する計画としています。また、実施計画は、基本計画で掲げる施策を実現するための事業を示すもので、3年間の事務事業を定める実行計画とし、毎年度見直しを行うとしています。

### 3) 諏訪市の計画・戦略・目標等

#### (1) 第二次諏訪市環境基本計画（平成 24 年 3 月）

諏訪市では、平成 14 年 3 月に「諏訪市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像を「うつくしい湖 あふれる緑 小鳥うたうまち 文化の香り高く いきいきとやさしいまち」と定め、さまざまな環境施策を進めてきました。現計画である「第二次諏訪市環境基本計画」は、計画策定から 10 年が経過したことから、この 10 年間に大きな問題として注目されるようになった「地球温暖化」、「災害への備え」及び「生物多様性」についての取り組みも新たに引き上げるなど、時代背景に即した計画として、平成 24 年 3 月に策定されました。

本計画は、計画の期間を平成 24 年度から平成 33 年度の 10 年間としており、各主体の役割を示すとともに、設定した 6 つの基本目標について、具体的にどのような行動をすべきかを検討し、市民・事業者・市の主体ごとの取り組み項目を設定しています。

#### (2) 第五次諏訪市総合計画（後期基本計画平成 29～33 年度）（平成 29 年 2 月）

諏訪市では、平成 24 年 2 月に、平成 24 年度からの 10 年計画である「第五次諏訪市総合計画」を策定し、「自然の恵みと地域の活力が調和する やさしさとふれあいのまち 諏訪」を将来像として、まちづくりの基本目標を長期的かつ総合的な視野に立ち定めるとともに、計画に基づく着実な行財政運営を進めてきました。

平成 29 年 2 月には、後半 5 年間の計画となる後期基本計画を策定し、「未来に向かい鼓動する 高原湖畔都市 SUWA」を基本テーマとして掲げています。数十年先の未来を見据えて、今後取り組むべき必要なことについて優先順位を定めたまちづくりを推進するとともに、複雑多様化する行政課題に対し、特に重点的に取り組む政策・施策をパッケージ化する「重点プロジェクト」を設定しました。「諏訪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図るとともに、産業振興による地域経済活性化と雇用創出、若い世代の応援による少子化対策、市内外に諏訪市の魅力を発信するシティプロモーションの推進、地域力の向上による住民自らの地域づくり、公共施設それぞれのあり方の検討といった、新しい時代に向かい、必要となる施策を効果的に推進していきます。

本計画は、諏訪市の将来像を実現するための 7 つの基本目標、16 の基本政策、39 の基本施策からなる「基本構想」、具体的な事務事業を定める「実施計画」により構成されています。

#### 4) 茅野市の計画・戦略・目標等

##### (1) 第2次茅野市環境基本計画（平成30年3月）

茅野市では、「茅野市環境にやさしいまちづくり条例」（平成11年3月30日茅野市条例第8号）に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成13年3月に「茅野市環境基本計画」を策定し、目指す環境都市像の実現に向けた取組を進めてきました。

第1次計画の目標年次が経過したことに伴い、これまでの計画に基づく取組の成果、課題を踏まえるとともに、本市を取り巻く環境問題に対応すべく現行計画を見直し、「第2次茅野市環境基本計画」が策定されました。計画期間は、2018年度から2027年度の10年間です。

本計画は、市の環境分野の施策を推進するための基本方針として、「第5次茅野市総合計画」の環境分野の基本計画に位置付けられ、また、地球温暖化問題に積極的に取り組むため、「茅野市減CO<sub>2</sub>（げんこつ）計画（茅野市地球温暖化対策実行計画）」を包括した計画としています。

##### (2) 第5次茅野市総合計画 2018-2027（平成30年9月）

茅野市では、平成28年9月に「茅野市総合計画条例」（平成28年9月30日茅野市条例第20号）を制定し、市の目指すまちの将来像を「八ヶ岳の自然、人、技、歴史が織りなす やさしさと活力あるまち」とするとともに、条例に基づき、総合的かつ計画的な市政を推進するために、第5次茅野市総合計画が策定されました。計画期間は、2018年度を初年度とし、2027年度を目標年度とする10か年です。

本計画は、茅野市民プラン同様、茅野市市民憲章を基本理念とし、将来像の実現に向けて、基本計画の中で特に重点的に取り組んでいく5つの視点を「まちづくりの基本指針」として定めています。基本構想、基本計画ともに多くの市民や民間団体、事業者等の参画を得て策定しており、市民総参加による「みんなでつくる、みんなの茅野市」の考えを引き続き取り入れ、市民みんなの行動指針、行動目標として位置付けています。

## 5) 下諏訪町の計画・戦略・目標等

### (1) 下諏訪町環境基本計画 第2次改訂版【2011-2020】(平成24年3月)

下諏訪町では、「下諏訪町環境基本条例」(平成13年12月21日下諏訪町条例第21号、最終改正：平成25年3月22日下諏訪町条例第1号)第7条に基づき、平成14年に「下諏訪町環境基本計画」を策定し、環境施策実施状況の集約と環境審議会への報告により、進行管理を行ってきました。現計画である「下諏訪町環境基本計画 第2次改訂版」は、計画策定から10年が経過したことから、様々な環境関連法律の制定や社会情勢の変化に対応した見直しを行い、平成24年3月に策定されました。

本計画は、計画の期間を平成23年度から平成32年度の10年間としており、住民、事業者、町(行政)の三者の役割を示すとともに、設定した5つの基本目標について個別目標を示し、個別目標ごとに取り組みの方向性と進めていくべき施策等について、実施時期、主体などを設定しています。

### (2) 第7次下諏訪町総合計画(基本構想・前期基本計画)(平成28年4月)

下諏訪町では、平成18年度を初年度とし平成27年度を目標年次とする「下諏訪町総合計画 第6次改訂版」を策定し、「小さくてもきらりと光る美しいまち」を目指し、5つのまちづくりの基本理念を定め、さまざまな施策を展開してきました。現計画である「第7次下諏訪町総合計画」は、第6次総合計画策定から10年を経過し、計画期間が満了となることから、町を取り巻く現状と課題を改めて整理し、町民要望に応えるうえで必要となる施策を展開していくため、平成28年4月に策定されました。

本計画は、「小さくてもきらりと光る美しいまち」を目指し、6つのまちづくりの基本理念を定めるとともに、基本理念により下諏訪町のめざす将来像を明らかにし、将来像を実現するための基本方針となる「施策の大綱」を示す基本構想を定めています。また、基本構想を実現するための具体的指針である基本計画により、基本的施策を体系的に示しています(計画期間：平成28～32年度(前期)及び平成33～37年度(後期))。実施計画については、基本計画に示した施策を計画的かつ効果的に実施するための具体的事業計画であり、実施に関わる年次計画とその財源的裏付けを明らかにするものとしています(計画期間：3年間、毎年度ローリング方式により見直し)。

6) 行政事務組合の計画・戦略・目標等

(1) 湖周地域循環型社会形成推進地域計画（平成23年8月、最終変更：平成26年9月）

岡谷市、諏訪市及び下諏訪町で構成される湖周行政事務組合では、湖周地域において共同でごみ処理施設を整備し循環型社会の構築を図ることを目的として、平成17年3月に「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」を策定しています。本計画を補完するストックヤードやその他の廃棄物の資源化については、各市町の一般廃棄物処理施策に応じ個別に整備することとしており、本方向性に基づき、平成23年8月に「湖周地域循環型社会形成推進地域計画」を策定しています。

本計画は、計画期間を平成23年度から平成29年度までの7年間としており、事業系及び家庭系の一般廃棄物等の排出量、再生利用量、熱回収量、減量化量、最終処分量について具体的な数値目標を設定し、施策の内容について示しています。

(2) 諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画（第3期）（平成28年12月）

茅野市、富士見町及び原村で構成される諏訪南行政事務組合では、雄大な八ヶ岳の西麓に位置し、蓼科高原、白樺湖、入笠山など豊かな自然環境に恵まれた地域であることから、自然と共生する循環型社会の形成を目指し、平成28年12月に「諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画」を策定しています。

本計画は、計画期間を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としており、事業系及び家庭系の一般廃棄物等の排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量並びに生活排水処理について具体的な数値目標を設定し、施策の内容について示しています。

#### 4.2.9 その他の事項

##### 1) 公害苦情処理件数

関係市町における公害苦情処理件数は、表 4.2.9.1 に示すとおりです。

岡谷市では、平成 30 年度における全公害苦情件数は 31 件でした。そのうち、21 件が典型 7 公害に該当しており、主に水質汚濁に関する苦情が多い状況です。

諏訪市では、平成 30 年度における全公害苦情件数は 71 件でした。そのうち、71 件が典型 7 公害に該当しており、主に大気汚染、水質汚濁に関する苦情が多い状況です。

茅野市では、平成 30 年度における全公害苦情件数は 85 件でした。そのうち、58 件が典型 7 公害に該当しており、主に大気汚染に関する苦情が多い状況です。

下諏訪町では、平成 30 年度における全公害苦情件数は 7 件でした。そのうち、5 件が典型 7 公害に該当しており、主に大気汚染、騒音に関する苦情が多い状況です。

表 4.2.9.1 公害苦情処理件数（平成 30 年度）

市町名	典型 7 公害									典型 7 公害 以外の 苦情	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	低 周 波	振動	地盤 沈下	悪臭	計		
岡谷市	7	10	2	0	0	0	0	2	21	10	31
諏訪市	31	19	0	12	0	1	0	8	71	0	71
茅野市	23	12	6	13	0	2	0	2	58	27	85
下諏訪町	2	1	0	2	0	0	0	0	5	2	7

出典：「長野県環境部水大気環境課資料」（令和元年 5 月 長野県環境部水大気環境課）

## 2) 廃棄物

### (1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

ここで対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下「建設副産物」といいます。）のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものです。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号、最終改正：平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号）により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和 1 年 6 月 14 日法律第 37 号）に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）、並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 55 号）に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして、「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号、最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号）に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品（環境物品）の購入を義務付けています。

国土交通省においては、「国土交通白書 2019」（令和元年 8 月 国土交通省）によると、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 55 号）に基づき、全国一斉パトロール等による法の適正な実施の確保に努めています。また、平成 26 年 9 月に国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示す「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月 国土交通省）を策定し、平成 30 年度までを計画期間として各種施策に取り組んでいます。

長野県においては、廃棄物の減量化目標やリサイクル目標、目標達成のための県民・事業者・行政それぞれの取り組みの指針を示す「長野県廃棄物処理計画（第 4 期：平成 28 年度～平成 32 年度）」（平成 28 年 4 月 長野県）を策定しています。

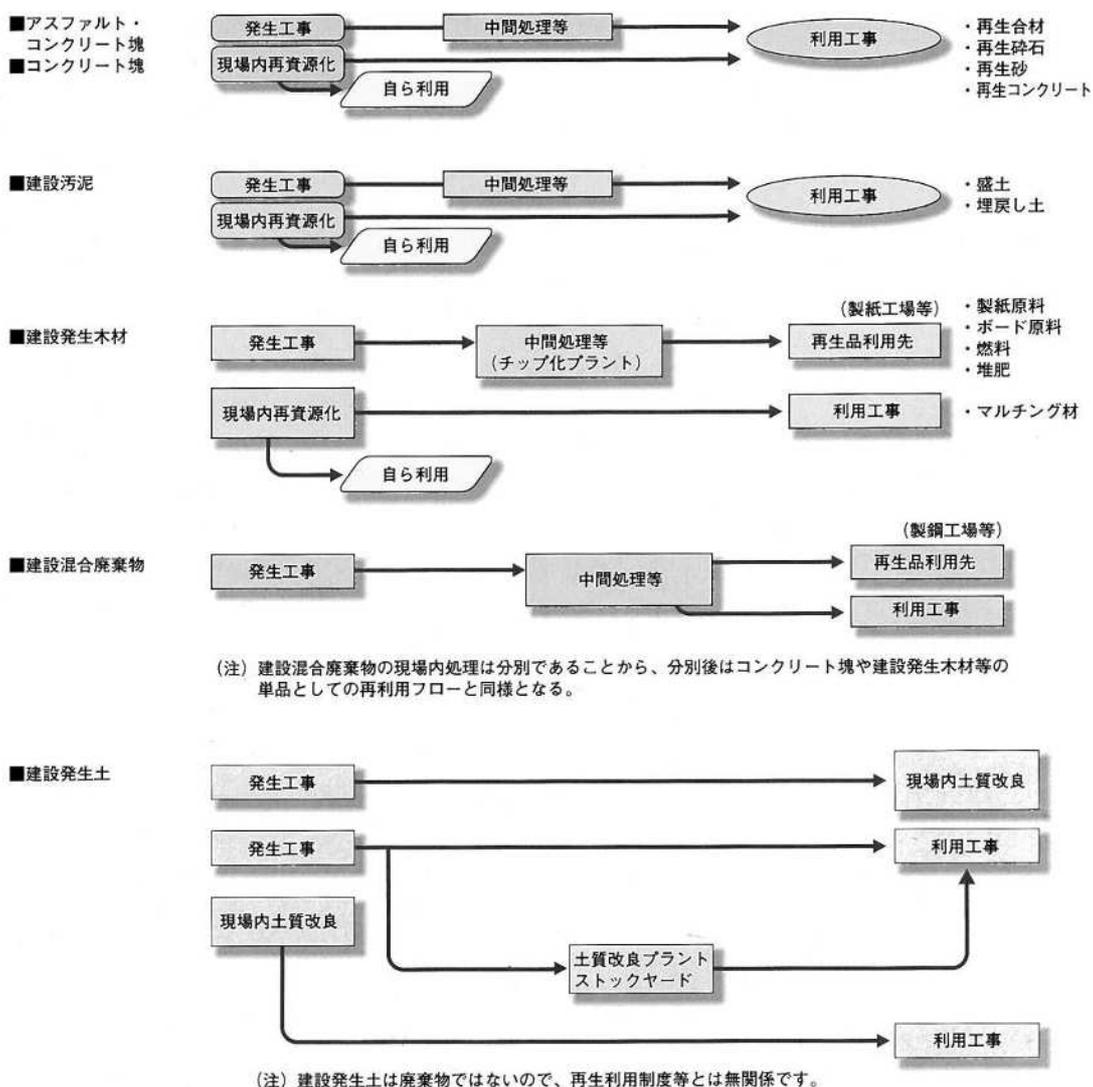
### (2) 廃棄物等の再利用・処分技術の現況

建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れは図 4.2.9.1 に示すとおりです。

国土交通省では、所管公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材とする再利用を図ってきており、平成 26 年には「建設リサイクル推進計画 2014」を策定しています。また、関

東地方においては、「建設リサイクル推進計画 2014」を踏まえ、関東地域における建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策をとりまとめた「建設リサイクル推進計画 2015(関東地域版)」(平成 27 年 7 月 関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会)を策定しています。「建設リサイクル推進計画 2015(関東地域版)」によると、平成 27 年度～30 年度の 4 ヶ年を計画期間として、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、平成 30 年度を目標年度とする目標値を設定しています。さらに、本計画の追跡調査を行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し必要な措置を講じるものとしています。

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(令和 2 年 1 月 国土交通省総合政策局)によると、平成 30 年度の長野県の建設副産物の再資源化等率は 98.8%で、全国と同程度の状況です。建設廃棄物の再資源化率は、表 4.2.9.2 に示すとおりです。



出典：「よくわかる建設リサイクル 2014-15」(平成 28 年 6 月 建設副産物リサイクル広報推進会議)

図 4.2.9.1 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ

表 4.2.9.2 建設廃棄物の再資源化率（平成 30 年度）

品目		長野県	関東	全国	
建設廃棄物全体	コンクリート塊	発生量（千 t）	1,090.7	10,864.4	36,647.2
		再資源化率（%）	99.8	99.8	99.3
	アスファルト・コンクリート塊	発生量（千 t）	572.6	6,589.2	20,579.4
		再資源化率（%）	99.9	99.9	99.5
	建設発生木材	発生量（千 t）	74.3	1,375.6	5,323.5
		再資源化率（%）	97.3	98.3	96.2
	建設汚泥	発生量（千 t）	22.7	3,776.0	5,898.5
		再資源化率（%）	83.3	97.9	94.6
	建設混合廃棄物	発生量（千 t）	11.1	787.0	1,443.8
		再資源化率（%）	73.1	73.4	63.2
	建設発生土	場外排出量（千 m <sup>3</sup> ）	2,441.3	24,914.4	132,632.0
		有効利用率（%）	78.3	80.4	79.8

出典：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（令和 2 年 1 月 国土交通省総合政策局）

(3) 廃棄物等の処理施設等の立地状況

関係市町には、産業廃棄物の最終処分場はありません。

また、調査区域内に住所又は所在地があり、かつ、関係市町に施設所在地がある産業廃棄物処理業者（中間処理）は 10 社あります。産業廃棄物処理業者（中間処理業者）は表 4.2.9.3 に、位置は図 4.2.9.2 に示すとおりです。

表 4.2.9.3 (1) 産業廃棄物処理業者（中間処理業者）

市町名	番号	氏名又は名称	住所又は所在地	施設所在地	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類	処理能力
岡谷市	1	株式会社アイ・コーポレーション	岡谷市川岸東 1 丁目 10305 番 1	岡谷市	破砕	廃プラスチック類（ペットボトルに限る。）	1.6t/日 (200kg/h:8 時間稼働)
					移動式破砕（固定式兼用）※	廃プラスチック類（ペットボトルを除く。）、木くず	廃プラスチック類：0.80t/日（0.10t/h:8 時間稼働） 木くず：4.08t/日（0.51t/h:8 時間稼働）
					熔融固化	廃プラスチック類	960kg/日 (120kg/h:8 時間稼働)
2	株式会社マルモリ宮坂土木	岡谷市字突山 2935 番 8 岡谷市若宮 1 丁目 8749 番 4	岡谷市	破砕	がれき類	160t/日 (20t/h:8 時間稼働)	
				移動式破砕※	がれき類	616t/日 (77t/h:8 時間稼働)	
諏訪市	3	株式会社山崎商店	諏訪市高島 1 丁目 1118 番 4	諏訪市	切断	廃プラスチック類	1.2t/日
					切断	木くず	16.96t/日
					圧縮・切断	金属くず	34.88t/日
					破砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	30.88t/日

※：移動式破砕（固定式兼用）の移動式としての処理は、排出現場内において行う。

出典：「長野県産業廃棄物処理業者名簿」（令和元年 12 月 長野県環境部資源循環推進課）

「長野県諏訪地域振興局環境課資料」（令和元年 11 月 長野県諏訪地域振興局環境課）

表 4.2.9.3 (2) 産業廃棄物処理業者（中間処理業者）

市町名	番号	氏名又は名称	住所又は所在地	施設所在地	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類	処理能力
諏訪市	4	林金属工業株式会社	諏訪市小和田南 9-14	岡谷市	溶融固化	廃プラスチック類	0.4t/日
					破砕	廃石膏ボード	4.32t/日
					圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず	廃プラスチック類：40t/日 紙くず：88t/日
					切断	金属くず	109.4t/日
					圧縮、破砕	金属くず（圧縮）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（破砕）	55.04t/日
					破砕	廃蛍光管	1.84t/日
					破砕	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類：3.6t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：100.8t/日
					圧縮（・梱包）	廃プラスチック類、紙くず（圧縮・梱包）、金属くず（圧縮）	廃プラスチック類：0.696t/日 紙くず：0.784t/日 金属くず：2.88t/日
	5	株式会社信州タケエイ	諏訪市大字上諏訪字舟渡川西 1744 番地 1	諏訪市	移動式破砕（固定式兼用）※	がれき類	960t/日
					溶融固化	廃プラスチック類	0.64t/日
			諏訪市大字上諏訪字舟渡川西 1745 番地		破砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード）	4.8t/日
					破砕	木くず	20t/日
			諏訪市大字上諏訪字舟渡川西 1750 番地		切断・圧縮	金属くず	16t/日
					切断	廃プラスチック類（廃タイヤ）	0.9t/日
諏訪市大字上諏訪字舟渡川西 1747 番地 1	圧縮梱包	紙くず、繊維くず	3.3t/日				
	破砕	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	18t/日				
			圧縮梱包	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	廃プラスチック類、木くず：161.76t/日 紙くず：206.96t/日 繊維くず：209.84t/日 ゴムくず：427.6t/日 金属くず：304.24t/日 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：526.24t/日 がれき類：1216.96t/日		

※：移動式破砕（固定式兼用）の移動式としての処理は、排出現場内において行う。

出典：「長野県産業廃棄物処理業者名簿」（令和元年 12 月 長野県環境部資源循環推進課）

「長野県諏訪地域振興局環境課資料」（令和元年 11 月 長野県諏訪地域振興局環境課）

表 4.2.9.3 (3) 産業廃棄物処理業者（中間処理業者）

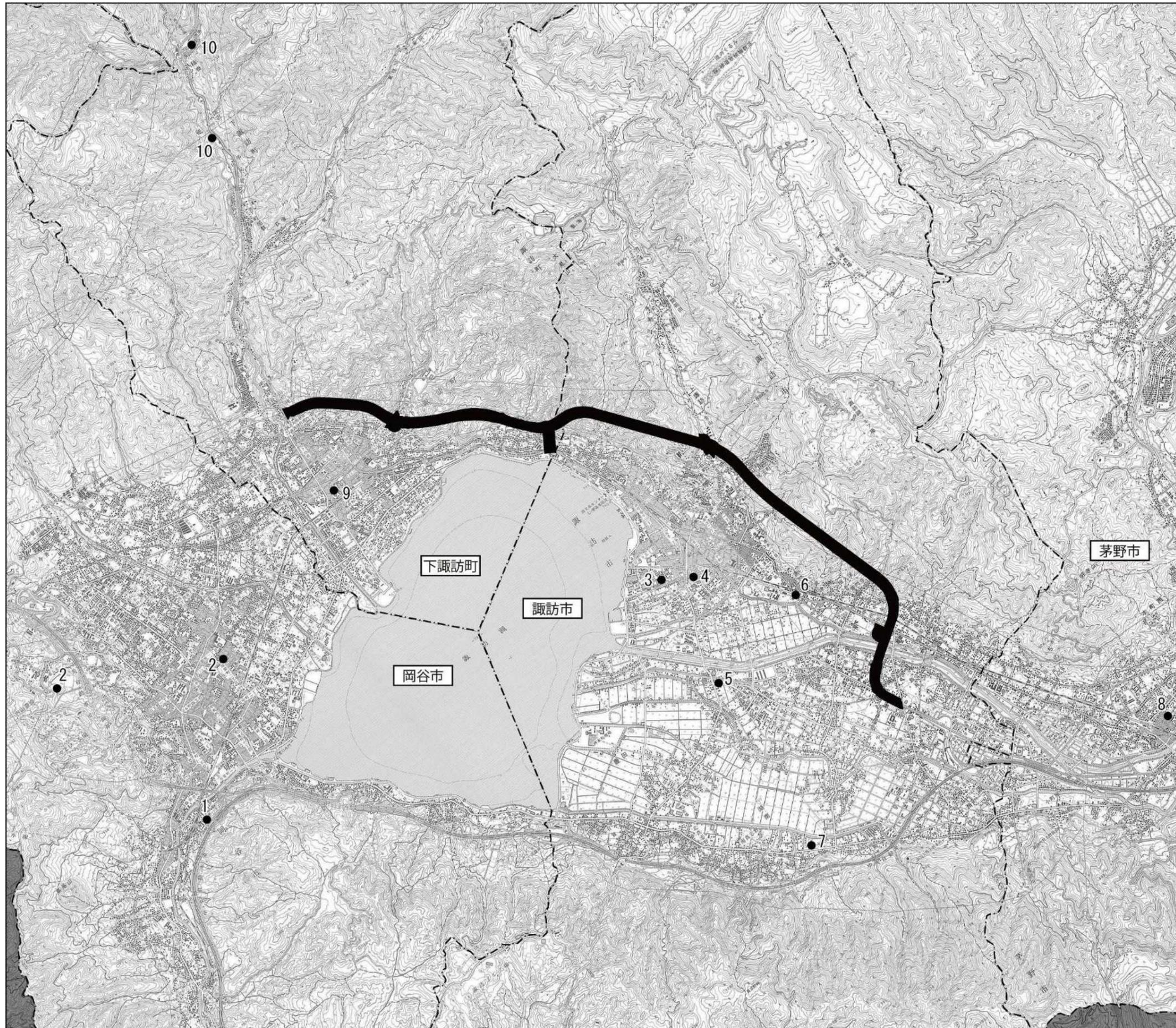
市町名	番号	氏名又は名称	住所又は所在地	施設所在地	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類	処理能力
諏訪市	6	マルコ自動車株式会社	諏訪郡下諏訪町字砥澤口峯通ヨリ古峠峯込 3119 番地 220 他 2 筆	下諏訪町	破碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	319.2t/日
	7	株式会社南信美装	茅野市宮川字日影 7844 番 1	茅野市	熔融固化 圧縮 破碎	廃プラスチック類 金属くず 廃プラスチック類	0.668t/日 17.4t/日 4.0t/日
茅野市	8	株式会社丸栄金属	茅野市仲町 7-7	茅野市	切断	廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）	24t/日 (3t : 8 時間稼働)
					切断（補助切断施設として使用）	廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）	0.8t/日 (0.1t : 8 時間稼働)
					ビート抜き（切断施設の前処理として使用）	廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）	25t/日 (3.125 t / h : 8 時間稼働)
下諏訪町	9	株式会社六協	諏訪郡下諏訪町 2267 番地 1	下諏訪町	焼却	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	廃プラスチック類 : 25.68t/日 紙くず : 47.3t/日 木くず : 47.71t/日 繊維くず : 43.27t/日 ゴムくず : 22.63t/日
					破碎	がれき類	560t/日
	10	株式会社クリーンウェイト	諏訪郡下諏訪町 2286 番地 1	下諏訪町	破碎	廃プラスチック類	4.8t/日
					破碎	廃プラスチック類	4.64t/日
			諏訪郡下諏訪町 2429 番地 1	破碎	廃プラスチック類	1.54t/日	
				破碎分離	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード）	4.88t/日	
			諏訪郡下諏訪町 2881 番地 1	減容固化	廃プラスチック類	0.4t/日	
				破碎	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.64t/日	
				破碎	木くず	3.36t/日	
				圧縮	廃プラスチック類、紙くず、金属くず	廃プラスチック類 : 20.56t/日 紙くず : 17.6t/日 金属くず : 66t/日	
諏訪郡下諏訪町 2883 番地 7	圧縮	金属くず	5.92t/日				
諏訪郡下諏訪町 2429 番地 2	移動式破碎（固定式兼用）*	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	4.8t/日				
諏訪郡下諏訪町 2430 番地							

※：移動式破碎（固定式兼用）の移動式としての処理は、排出現場内において行う。

出典：「長野県産業廃棄物処理業者名簿」（令和元年 12 月 長野県環境部資源循環推進課）

「長野県諏訪地域振興局環境課資料」（令和元年 11 月 長野県諏訪地域振興局環境課）

図 4.2.9.2 産業廃棄物処理施設等位置図



記号	名称
●	産業廃棄物処分業者（中間処理業者）

出典：「長野県産業廃棄物処理業者名簿」  
 （令和元年12月 長野県環境部資源循環推進課）  
 「長野県諏訪地域振興局環境課資料」  
 （令和元年5月 長野県諏訪地域振興局環境課）

記号	名称
—	都市計画対象道路事業実施区域
- - -	行政界
■	調査対象外

